

令和5年度第3回袖ヶ浦市社会教育委員会議

1 開催日時 令和5年10月23日 午後2時30分開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所 北庁舎3階中会議室

3 出席委員

委 員	松井 恭子	委 員	河野 裕一郎
委 員	二宮 義文	委 員	木曾野 真紀
委 員	田中 雪夫	委 員	小泉 康
委 員	畠山 真一	委 員	佐々木 眞由美
委 員	木村 育子	委 員	西田 隆司
委 員	在原 潤	委 員	岡田 康

4 欠席委員

委 員	弘中 邦典	委 員	中山 正紀
委 員	稲垣 昭彦		

5 出席職員

教育長	御園 朋夫	生涯学習課社会教育班長	柳井 健
生涯学習課長	島田 宏之	生涯学習課副主幹	小川 修也
市民会館長	大田 知司	市民協働推進課長	泉水 雄一郎
郷土博物館長	西原 崇浩	市民協働推進課副課長	高品 誠
中央図書館長	塩谷 利之	市民協働推進課主査	木村 卓郎
スポーツ振興課長	鈴木 靖彦	職員課長	森 和博
生涯学習課文化振興班長	田中 大介	職員課副課長	地曳 雅樹

6 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	4人

7 議題

- (1) 袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例（案）及びパブリックコメント手続の実施結果について
- (2) 袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部改

正方針概要について

(3) 第39回生涯学習推進大会について

8 報告・連絡

(1) 各種事業の実施結果について

- ・第28回そでがうらわんぱくクエスト
- ・学校音楽鑑賞教室

(2) 今後の事業の実施予定について

- ・第52回袖ヶ浦市子どもスポーツ大会
- ・第36回袖ヶ浦美術展
- ・秋のトショロ月間
- ・企画展Ⅱ「袖ヶ浦の外来種」

(3) 第58回千葉県社会教育振興大会について

(4) 令和5年度社会人権教育地区別研修会の開催について

(5) 令和5年度市民会館・公民館まつりについて

9 その他

10 議事

(1) 袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例（案）及びパブリックコメント手続の実施結果について

【別冊資料1を説明】・・・泉水市民協働推進課長

小泉委員：回答欄に「それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動いただくことで、協働によるまちづくりの推進に当たって、交流センターとするものです。」という文言が何度も出てくるが、具体的な姿をどのように考えているか想像ができない。地域の人たちが集まってきて、今まで自治会館でやっていた活動を公民館でやる。そういうことでしょうか。それだとあまり意味がないのではないか。公民館の利用数は増えると思うが、逆に自治会館の利用数が減ることになる。そのことをどう考えているのか。具体的なイメージが湧いてこないなので教えてほしい。公民館の過去の利用人数が一番多いときから比較すると、最近の利用人数が減ったということが交流センター化への大きな理由ということだが、交流センターにした

として急に利用人数が増えることはあまり考えられない。

泉水市民協働推進課長：パブリックコメントの意見に対する回答については具体的なところまでは触れていないが、元々の条例施行の背景として公民館の利用者が減少していることと自治会加入率も減少しつつあるなかで地域の活力が低下することが懸念されることから平成29年に協働のまちづくり条例が制定され、この中で市のまちづくりの拠点づくりをしていくことを定義している。それと併せてまちづくり協議会を今後各地域で設立できるような体制をとることも位置付けている。社会教育事業は継続しながらまちづくりの活動を加えることで公民館をより多くの方に活用していただけるよう取り組んでいくものである。また、交流センターにしてもすぐに利用者数が増えるとは市としても考えていないが、徐々に利用者の拡大を目指していく。

小泉委員：あまり回答になっていないと感じるが、交流センターになってから具体的にどのようなことを実施するのか。まちづくり協議会を設立すると会議をやることになるが、それで利用者数を増やそうとしているのか。また利用者を増やすための工夫とは、具体的にどのようなことをやるのか。

泉水市民協働推進課長：具体的なものを説明することは難しいところだが、まちづくり協議会の役員が集まるから利用者が増えるということではない。まちづくり協議会の活動を通じて多くの方を地域に呼び込むことを想定している。利用者を増やすための工夫としては、公民館事業と市長部局の事業を併せた事業の実施を考えている。以前、高齢者に対する社会教育の充実について小泉委員がおっしゃっておられたが、市長部局が実施している高齢者施策と連携しながらより良い方法がないか内部で検討しているところである。

小泉委員：まちづくり協議会については条例が制定されたため市も動いているものと思うが、地区住民会議や健全育成に関する会議など色々な会議体があるが、それらの中でまちづくり協議会を作ることができなかったのか。新しい組織を作った場合、既存の組織を無くしていかないと役員の方が大変になる。今までの組織ではできないことを、まちづくり協議会でやろうとしているのか。また、高齢者の利用を増やすような方法を検討しているというが、5年後、10年後まで見据えた具体的な内容は出てきているのか。

泉水市民協働推進課長：まちづくり協議会をやらないといけないのかというご意見については、必ずしもまちづくり協議会でなければならないという訳ではないと思う。市内5地区に地区住民会議があるが、そちらは青少年を対象とした活動をしているものである。ただ、今回のまちづくり協議会は対象の幅を全世代に広げることで、様々な団体に横串を刺すことをイメージしているものである。新たな団体を立ち上げると自分たちの仕事が増えるのではないかといったご意見も伺っているが、あくまでも地域の実情に応じ、無理のない範囲でできることを皆さんで考えていただきたいと話している。長浦地区のまちづくり協議会は広範囲に活動されているが、まずは地域の方が集まって話し合う場としても良いと思っている。労力が多いということであれば我々としてもご相談に乗らせていただき、より良い方法を考えていきたいと考えている。次に、具体的な内容については、来年度の予算要求にあたって、現行の公民館事業をどのように見直すのかを各公民館とも話を進めている状況である。また、5年後、10年後を見据えるということについては、現在、協働のまちづくり推進計画の策定の過程において長期的なビジョンを考えていくことで作業を行っているところである。

二宮委員：小泉委員から具体的なことについての質問があったが、この話を最初に承ったときに一番心配したのは、公民館が実施している社会教育が疎かになるのではないかということであった。市からは公民館事業は継続するという説明があり、さらにまちづくり事業まで広げていこうということでその趣旨については賛成するし、良いまちづくりには反対する人はいないと思う。ただ、本当は各地区でまちづくり協議会を立ち上げていく予定だったが、新型コロナウイルスの影響で長浦地区のみが先行して設立された経緯がある。このため、まちづくりに関する取組が急に進んできたように思え、そこに不安を感じている。まちづくりを進めていくうえで重要なキーマン各地区の区長であるが、毎年区長が変わる地区もある。本来なら、各地区の区長のもとで青少年の健全育成やまちづくり事業を一緒にできれば良いのだが、なかなか進まなかったため、地区住民会議を立ち上げて活動してきたものである。ただ、区でいえば、青少年の健全育成は分科会のようなものである。総合型地域スポーツクラブも同様であり、区長は来賓となっているが、本来は区長

のもとで全体をまとめていくようなことを市は考えているのではないかと思っている。

西田委員：二宮委員がおっしゃったように、本来、各地域は区や自治会単位で運営されているものであるが、地域全体としては民生委員や青少年相談員などの委員を区長や自治会長が推薦し、各団体に活動しているところである。ただ、その各団体に横の連携を取りながら何か事業を進めるという構造にはなっていないのが現状である。各団体はそれぞれの対象者に特化した活動を行っているものの、全体的に見るとまとまってはいない。地域にある団体を有機的に結び付けた形で活動できるようにするため、協働のまちづくり条例があるのだと思う。個々の団体の活動から取り残されている方もいるが、それらも含めて各団体が連携して活動できれば、将来的に取り残される方も減ってくるのではないかと理解している。ただ、地域性もあるため、みんなで仲良くしましょうということは簡単にはいかないこともあり、まちづくり協議会がどのような形になるかはわからないため、小泉委員がおっしゃるような具体的なものを見せてほしいということに対して、今は見せることができないし、これからの取組しだいだと思う。交流センターの開設の趣旨と私がいまお話した内容が合致しているかわからないが、そういうところの受け皿となるのであれば、交流センターは極めて意義のある施設だと思っている。

佐々木副委員長：公民館を市長部局に移すことになると、今までよりも多くの方が施設を使えるようになる。その移管にあたり、民営化せず、今までどおり市が直営するのであれば、現在の教育委員会の利用方法がベースとなるため、公民館で実施してきた社会教育が疎かになることはなく、サークルも同じように利用できるのであれば、市長部局移管に伴う不具合は無いのではないかと思う。ただ、市民会館の大ホールを利用する場合、ポスターなどに会場を明記する場合、昭和交流センターのほかに市民会館と並列で明記できれば良いなと思った。

小泉委員：まちづくり協議会の活動と公民館の活動が十分にできるなら何も問題はないが、職員数が同じなのに今までの倍の仕事をしろということとは大きな問題だと思う。そのあたりの意見も出ているが、まだわからないような回答がされている。交流センターと公民館を併記するということは2つの機能を併せ持つ組織

になることから、その職員数も増員しなければならないと思う。職員数が増えないのに仕事だけ増えるとなると、社会教育とまちづくりのどちらの事業が疎かになるといって、私は社会教育事業が疎かになる予感がしてしょうがない。人員の確保と事業の継続実施が保障できるのであれば良いと思うが、そうでないなら市長部局への移管はまずいのではないかなと思う。

佐々木副委員長：まちづくり協議会の事務局を交流センターの職員が行うのであれば交流センター職員の業務量が増えることになるが、その事務局を市役所本庁の職員が行うことになれば交流センターの業務量が増えることはないのではないかな。

小泉委員：本庁が全部やることはないと思う。各地区で設立されるまちづくり協議会は各々が別の組織として機能することになると思う。そうであれば、通知発送などは各交流センターが行うことになるのではないかな。

二宮委員：協働のまちづくり推進委員が数年前に四街道市に視察に行ったことがあるが、まちづくりセンターが公民館の事務室とは別にあってまちづくり協議会の運営を行っていた。本市もおそらくそのようになるのではないかな。

小泉委員：交流センターの職員数が増えれば良いのですが、回答を見る限りでは増員になるとは思えない。

森職員課長：現在、令和6年度の市全体の職員の人事配置の検討を行っているところであり、どの交流センターに何人の職員を配置するなど具体的な話ができる段階ではないが、市民協働推進課とは協議を進めており、長浦地区にはまちづくり協議会が設立されたため職員の増員の要望があることから、そういったことを踏まえながら今後決定していきたいと考えている。

小泉委員：まちづくり協議会ができてからよりも、設立するほうが大変である。まちづくり協議会ができてから職員を増やそうという発想がそもそも違うのではないかな。新たに担当職員を増やして、その方を中心にまちづくり協議会の設立を進めるならわかるが、職員の配置の考え方がずれているように感じる。

二宮委員：小泉委員の意見は進め方に関するもののため、今後の参考にしていただけたらと思う。長浦地区のまちづくり協議会も動き出したばかりで試行錯誤の状態のようである。

小泉委員：一番危惧していることは、ある程度構想ができてから進めるのであれば良いと思うが、他の会議でも言ったのだが、新しい組

組織を1つ作ったら、1つ組織を無くさないダメだと思う。いま自治会になかなか人が入らないのは、役員をやりたくないからだと思う。また、その役員へのあて職が重なって1月に何回も会議に出なければいけない。私もそのような関係の仕事をしていたからわかるが、実情としてはみんな会議に出たくないと思っている。それなら既存の会議を削って部会としてしまうなどの見直しをすれば良いと思う。公民館の活動がきちりできるのであれば交流センターにしても良いと思うが、これから社会教育をやろうと思う方が活動できるようにするには社会教育にもっと力を入れないとできない。そのような体制づくりができるのであれば交流センターにしても何の問題もない。むしろそちらの方に力を入れてほしい。木更津市や君津市では社会教育の大学みたいな事業を開始して積極的に活動している。同様の事業は千葉市にも千葉県にもあるのに、袖ヶ浦市は三学大学を年2回の記念講演しかやらない。それはおかしいので、もっと社会教育に力を入れないといけないのに、市はそういう発想にならない。そのような体制にすることを保証できるなら交流センターにしても良いと思うが、そのあたりをどのように考えているのか。

泉水市民協働推進課長：交流センターになって業務は増えたけど職員数が足りないという状況はなってはならないと私も思う。小泉委員から1つやるなら1つやめたら良いのではないかというご意見もいただいた中で、公民館の事業をどのように整理するのか、例えば公民館と市長部局で同じような事業をやっているなら一緒に実施するなど事業の効率化を図るためどうしたらいいかを、現在、公民館と相談しているところである。また、これから社会教育を積極的にやっていきたいという方もいらっしゃると思うが、公民館も市民協働推進課も人材活用という点で同じような事業を色々と検討しているため、ご意見を踏まえながら考えていきたい。

大田市民会館長：皆さん社会教育委員の方々ですので、社会教育の輪をさらに大きくしていかないといけないと考えていらっしゃると思います。来年度からは公民館職員は交流センター職員ということになるが、名称が変わっても社会教育は推進していかなければならないと思います。交流センター化によって業務量が増加することになれば、職員数については増員を要望していかなければ

ならないと思います。公民館と市長部局で実施している事業で似ているような事業もあるが、その目的が多少ずれているようなところもあるため、どれだけ事業のすり合わせができるかという課題はあるものの、まちづくりや仲間づくりを各公民館で考えて、より良いものにしていかなければいけないと思っている。

二宮委員：毎朝、児童生徒の登校時に交通安全の旗振りをしているが、道路わきに空き缶が捨てられており、その空き缶を拾ったときにふとまちづくりのことを思い、空き缶を捨てる人、それを見過ごす人、拾う人、あなたはどのような人になりたいですかと考えたときに、人に迷惑をかけない人が多くいるような社会が良いまちづくりであると考えた。社会教育も良いまちづくりも、結局のところは同じであり、我々が目指しているのは大人も子どもも協力して袖ヶ浦市を良いまちにしようということである。そこを目指して、なるべくわかりやすいように進めていかなければいけない。パブリックコメントの意見もたくさんあったし、傍聴人も本日4人もいるため、それだけ関心があるということだと思う。今後そのような目標に向かって具体的なことを考えていけたらと思う。

小泉委員：ちょっと関係ない話かもしれないが、資料12ページの18番の意見について気になったのだが、社会教育の成果を地域に還元という言葉が引っかかる。協働のまちづくりのなかに、市民は市のために何かをしなければならないという文言が多く記載されている。市民は税金を納付していることで大きな目的を果たしているのに、さらに何々をしなければならないと記載されている協働のまちづくり条例はおかしな条例だなと感じる。例えば、ギターを弾きたい、ダンスを踊りたい、社会教育の入り口とはそんなところではないか。それを、まちづくりに繋がられると変だなと思い、この方のご意見はもっともだなと感じた。これは感想である。

田中委員長：色々なご意見をいただきましたが、事務局は、各委員から出た意見を検討してくださるようお願いします。

議題（2）袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部
改正方針について

【別冊資料 2 を説明】・・・大田市民会館長

小泉委員：利用制限の緩和を図るとあるが、具体的に何を指しているのかわからない。もっぱら営利を目的とした事業のことだと思うが、公民館を移管することでその利用がどのくらい増えるのか。

大田市民会館長：現在公民館で行っている販売は、地域住民のためになるものでありもっぱら営利を目的としていないと判断していたが、今後はそれに類さないような展示即売会のような利用申請があると考えている。ただ、そのような申請がどのくらい増えるかはわかりません。

佐々木副委員長：サークル活動で講師は月謝を受け取ってはいけないことになっていたが、移管後はそれも可能になるのか。

大田市民会館長：ケースバイケースになるが、塾を例にすると、民間の塾の営業を圧迫することを公の施設ではできないが、民間の塾が市内または近隣市にも無いような場合は大丈夫だと考えている。

佐々木副委員長：今後は、そのような申込みに対して交流センターが貸し出しの判断をするということか。

大田市民会館長：現状、最終的には許可書を発行することを公民館が行っているため、どのような内容かを聞き取ったうえで、今後は交流センターで判断することとなる。

佐々木副委員長：公民館で行われるサークルは営利を目的としたものではないと思って安心して申込めていたが、今後は営利と非営利の区別が無くなるのかなと思った。

大田市民会館長：今後は交流センター条例に照らし合わせた判断となる。

小泉委員：先ほど展示即売会と言ったが、具体的にはどのようなものか。盆栽を並べて販売するような形なのか。また、入場料を支払ってコンサートのようなものやっても良いのか。コンサートなどは、今でも市民会館でやっていると思うが。

大田市民会館長：入場料を取る場合は、1.5倍の使用料を主催者が払っていただければ有料の演劇やコンサートなどは開催することはできる。

小泉委員：それは交流センターではなく、公民館でも可能か。

大田市民会館長：可能である。

小泉委員：それではコンサートなどは交流センター化によって新たにできることになるものではないのか。展示即売会みたいな、盆栽を並べて販売するといったことが可能になるのか。

大田市民会館長：それ以外とすると、例えば袖ヶ浦市には本屋が無いが、本を紹介

しながら販売するような形が可能になると想定できる。

小泉委員：今までの公民館では、そういったことはできなかったのか。

大田市民会館長：直接の商売になってしまい、要は貸店舗みたいな形になってしま
うことから、公民館では認めることはできない。

二宮委員：健康食品を販売したいような話が来たら断れないのでは。

大田市民会館長：状況による。この健康食品を食べるとたちまち健康になる。1袋
10万円ですみたいな、いわゆる靈感商法みたいな内容だと認め
ることはできない。

二宮委員：そのあたりを誰がどの規定によって判断するのかがしっかりして
いないと、交流センター長はやっていられないと思う。

大田市民会館長：そのあたりの判断基準としては、交流センター条例に照らし合わ
せるような形になるが、細かい部分の判断は今の公民館の使用基
準とは別に考えていかないといけないと思う。

田中委員長：以前、市の商工会で市民会館の大ホールを使用しての即売会を開
催したことがあったが、見本による販売をした際に全くの別物を
売られて問題になったことがあった。

大田市民会館長：そのようなことは注意しないとイケない。

小泉委員：ただ、展示即売会みたいなことができるようになるのが交流セン
ター化の大きなメリットなんですよね。メリットだからこそ、き
ちんと整理しておいていただきたい。もう1つ、名称は併記する
ということだが、公民館と交流センターと、どちらが上になるの
か。横に並べるのか、それとも上下に並べるのか。今まで公民館
を使っていた人からすると、名称については大きな事だと思う。

大田市民会館長：看板のかけ直しは、現在、市民協働推進課と相談中であるが、通
常では施設管理が交流センターに移管されることから、交流セン
ターという名称が上になるのかなと思う。

松井委員：公民館条例の一部改正は議会で審議されると思うが、その予定を
教えてください。

大田市民会館長：教育委員会定例会の議決を得たうえで、令和5年12月議会に議
案を上程する予定である。

小泉委員：内容が整理された形での資料は、いつ提示されるのか。

大田市民会館長：どうしても議会前にお渡しすることができないため、議会の初日
には議会に付議したものと同一資料を提供しなければいけない
と思っている。

木曽野委員：正直、今日この会議の場でこの資料を渡されて、皆さんにご審議
いただきましたと言われても承服できない。説明はされたけど、

良いですよという感じではない。

大田市民会館長：ごもつともである。申し訳ありません。

佐々木副委員長：公民館の利用者懇談会に入っている登録サークルなどは公民館使用料が減免されていると思うが、今後、使用料を有料で活動される方々是一緒になるのか。

大田市民会館長：公民館の登録サークルは当然利用者懇談会にお呼びすることになる。それ以外にも社会教育関係団体に加盟されている文化協会や音楽協会など定期的に公民館を使用されている団体にもお声がけをしている。また、有料で定期的に利用されている団体は現在でもあり、そのような方たちにもお声がけはしているため、交流センター化しても定期利用されるような団体は定期利用団体として対応していくものと思います。

田中委員長：色々なご意見をいただきましたが、事務局は、各委員から出た意見を検討してくださるようお願いします。

その後10分間休憩となる。

この間、市民協働推進課職員と職員課職員は退室。

議題（3）第39回生涯学習推進大会について

【資料1 ページから12 ページを説明】・・・事務局小川

田中委員長：事務局からの説明が終わりました。何か質問はあるか。

（質問等なし）

田中委員長：質問がないようなので、これで質疑を終了し、採決を取ります。

採決は2つに分けて行います。まずは、大会要項について、承認される方の挙手を求めます。

（全員賛成）

田中委員長：次に、今年度も実行委員制で実施することについて、承認される方の挙手を求めます。

（全員賛成）

田中委員長：今年度も実行委員制で実施することとし、各団体に対し、推薦依頼を送付してください。

社会教育委員から委員を選出しなければならない。昨年度は稲垣副委員長にお願いしたが、立候補される方はいるか。

畠山委員：委員長に一任したい。

田中委員長：もし本日実行委員が決まらなかった場合は、次回の社会教育委員会会議でも間に合うか。

事務局柳井：次回の社会教育委員会会議は12月12日の予定だが、生涯学習推進大会の実行委員会会議は12月中旬に開催する予定である。

松井委員：実行委員は今日決めたほうが良いと思います。

二宮委員：挙手する方がいなければ誰かにお願いしたほうが良いのでは。

畠山委員：青少年健全育成大会の実行委員は他の方をお願いできるのであれば、私がやっても良い。

田中委員長：それでは、畠山委員にお願いすることについて、皆さんよろしいか。

(全員拍手)

田中委員長：では、社会教育委員からは畠山委員を推薦することとします。

報告・連絡（1）各種事業の実施結果について

【資料13ページから14ページを説明】

- ・第28回そでがうらわんぱくクエスト・・・事務局小川
- ・学校音楽鑑賞教室・・・・・・・・・・田中文化振興班長

二宮委員：わんぱくクエストですが、応募者は何人いたか。

事務局小川：43名おり全員参加可能としたが、当日急遽不参加となった方がおり、最終的に41名が参加となった。

二宮委員：平岡地区で通学合宿を2泊3日から1泊2日に変更して開催しようと参加者を募ったら、以前は60名近くの応募があったのに今年度は1名だった。理由としては、まだ新型コロナウイルスの影響があった。新型コロナウイルスの蔓延以降、このようなイベントがどんどん無くなっているため、わんぱくクエストのようなイベントが開催できることは非常に良いと思う。今後も続けてほしい。

佐々木副委員長：孫が参加させていただいたが、帰宅直後にまた来年も参加すると言っていた。体力に自信のない子だったため、とてもありがたかった。わんぱくクエストはバックアップ体制も充実しているため、本当に安心して送り出せると思う。新型コロナウイルスの影響で開催期間は短くなったが、アンケートには開催期間は2泊3日では短いと感じる子どものほうが多いようである。また3日目から喧嘩が始まるとも聞いている。今後の展望

はどうか。

島田生涯学習課長：わんぱくクエストを開始した時に比べて気温が非常に高くなっているため、参加する子どもたちの体調や安全面を管理しなければいけない。また、開催日を変更する場合は学校が長期の休みになる時期への見直しとなるが、冬休みや春休みの時期は野宿ができないため、ゴールデンウィークや夏休みの実施を検討するしかない。子どもの安全を第一に考えながら、今後の開催についても検討していきたい。

二宮委員：通学合宿で何日必要かとなった際に、5泊6日ほどやらないと効果がないと聞いている。千葉大学の明石教授によると、3日くらいで喧嘩して、その後修復することで1つのグループとして成熟するとの話がある。島田課長のおっしゃるとおり安全性の確保が第一であることはその通りだと思うが、その効果や目的を主として見た場合、5泊6日とした場合の効果を調べてみたうえで開催期間を決めたほうが良いと思う。

田中委員長：学校音楽鑑賞教室について、まだ保護者の鑑賞はできないか。

事務局田中：現在は、児童生徒と教職員となっている。

田中委員長：次年度以降は、学校で持ち回りとなるか。

事務局田中：毎年2校で開催する予定である。

小泉委員：1校あたり何分くらい実施しているか。

事務局田中：1時間程度である。

小泉委員：楽曲はクラシックが多いのか。

事務局田中：クラシックのほか、ディズニーなどの身近な楽曲も演奏していただいている。

二宮委員：児童生徒に本物の演奏を見せて聴かせて素晴らしさを感じてもらっている。今後は、根形、平岡、中川などの小人数学校への対応も配慮していく必要があると思う。

小泉委員：楽器の紹介などもやるんですよね。

二宮委員：そうである。

佐々木副委員長：千葉交響楽団には奈良輪小学校出身でバイオリニストの小泉さんという方がおり、そういう方が楽団員として戻って来られると、子どもが夢を持つことができると思う。

田中委員長：昭和小で開催した際は、松井さんも聴かれたか。

松井委員：聴いたが、本当に暑い時期だったため、午前に奈良輪小、午後に昭和小というスケジュールだったため、エアコンもない中で楽団の方は本当に大変だったと思う。

報告・連絡（２）今後の事業の実施予定について

【資料１５ページから１７ページのほか別紙について説明】

- ・第５２回袖ケ浦市子どもスポーツ大会・・・事務局柳井
- ・第３６回袖ケ浦美術展・・・・・・・・田中文化振興班長
- ・秋のトショロ月間・・・・・・・・塩谷中央図書館長
- ・企画展Ⅱ「袖ケ浦の外来種」・・・・・・・・西原郷土博物館長

田中委員長：子どもスポーツ大会について、在原委員何かあるか。

在原委員：現在募集中だが、応募者が少ない状況である。過去ドッチボールを実施していた時は２～３００人からの申し込みがあったが、先日確認したところ１０数名ということだったので、先週から各学校で朝直接チラシを配布し始めており、私も今朝蔵波小でチラシを１０００枚ほど配布してきた。少しでも参加者が増えるといいなと思っている。今後のやり方も考えないといけない。

田中委員長：袖ケ浦駅前にお住まいの方から開催場所である百目木公園の場所がわからないと言われた。横田のほうと伝えたが、横田がどこかもわからないとのことだった。来年度以降の開催時期や種目をどうするか検討しないといけない。

小泉委員：新型コロナウイルスの後遺症だと思う。インフルエンザも蔓延してきているため学級閉鎖などの影響もあると思う。今は参加が少なくても継続していけばまた元に戻ると思うので、廃止や縮小はせずにしていくと良いと思う。

二宮委員：新型コロナウイルスを口実に面倒くさいことは止めようという風潮が、房総かるたなどで散見される。数年間開催しないとゼロからのスタートとなってしまうため、再開することが難しくなると思う。また、袖ケ浦美術展について、木村委員と西田委員は出品者である。

田中委員長：社会教育委員の皆さんも、袖ケ浦美術展をぜひ見に行っていたきたい。

二宮委員：袖ケ浦の外来種について、雷魚やブラックバスなどがそうか。

西原郷土博物館長：そうである。イノシシなども外来種である。千葉県に元から生息していたイノシシは一度途絶えており、現在生息している物は他所から持ち込まれた物が繁殖しているものである。

報告・連絡（３）第５８回千葉県社会教育振興大会について

【資料１８ページから１９ページを説明】・・・・・・事務局柳井

二宮委員：県の社会教育委員連絡協議会の主催で開催した。運営費約８０万円のうちの６０万円を参加費として頂戴していたが、新型コロナウイルスの影響で参加者数を制限していたため県の歳入が赤字状態となっていた。まだ赤字状態ではあるものの、今年度の参加者数は約１４０名となっており、徐々に参加者は増加してきている。また、君津市や市原市の事例発表も行われた。今後ともご協力いただきたい。

報告・連絡（４）令和５年度社会人権教育地区別研修会の開催について

【資料２０ページを説明】・・・・・・事務局柳井

質疑等なし

報告・連絡（５）令和５年度市民会館・公民館まつりについて

【別紙により説明】・・・・・・大田市民会館長

質疑等なし

１１ その他

タブレット端末におけるWi-Fi環境の現状について

【口頭で説明】・・・・木村委員

二宮委員：子ども達のオンライン教育としてタブレット端末を配布していただいていると思うが、平岡小の学校評議員会議においてWi-Fi環境が無い子どもが５人いるとのことだった。この実情を社会教育委員会議で説明すると約束してきたため報告させていただいた。木更津市ではそういった子どもたちのためにルーターを貸し出しているようである。予算が必要にはなる

が、子どもが寂しい思いをしないように、また教育がスムーズに行くような配慮をご検討いただきたい。

次回の社会教育委員会議について

【口頭で説明】・・・事務局柳井

小泉委員：次回開催日は12月15日ではなかったか。

事務局柳井：当初スケジュールでは15日となっていたが、議会の関係があって令和5年度第1回会議において日程変更をさせていただきました。次回の開催日は12月12日で開始時間も14時30分からで考えておりますのでよろしくお願いいたします。

午後5時10分閉会

令和5年度第3回

社会教育委員会議

日 時 令和5年10月23日（月）

午後2時30分～

場 所 袖ヶ浦市役所北庁舎3階中会議室

次 第

1 開会のことば

2 委員長あいさつ

3 教育長あいさつ

4 議 題

- （1）袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例（案）及びパブリックコメント手続の実施結果について
- （2）袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部改正方針概要について
- （3）第39回生涯学習推進大会について

5 報告・連絡

- （1）各種事業の実施結果について
 - ・第28回そでがうらわんぱくクエスト
 - ・学校音楽鑑賞教室
- （2）今後の各種事業の実施予定について
 - ・第52回袖ヶ浦市子どもスポーツ大会
 - ・第36回袖ヶ浦美術展
 - ・秋のトショロ月間
 - ・企画展Ⅱ「袖ヶ浦の外来種」
- （3）第58回千葉県社会教育振興大会について
- （4）令和5年度社会人権教育地区別研修会の開催について
- （5）令和5年度市民会館・公民館まつりについて

6 その他

7 閉会のことば

第 2 7 期袖ヶ浦市社会教育委員名簿

No.	氏 名	性別	選 出 区 分	備考
1	ひろなか くのにのり 弘中 邦典	男	学校教育（袖ヶ浦市小中学校長会）	2 期目
2	まつ い きょうこ 松井 恭子	女	学校教育（袖ヶ浦市学校司書）	7 期目
3	にのみや よしふみ 二宮 義文	男	社会教育（袖ヶ浦市少年野球連盟）	12期目
4	た なか ゆきお 田中 雪夫	男	社会教育（袖ヶ浦市子ども会育成会連絡協議会）	9 期目
5	はたけやま しんいち 畠山 真一	男	社会教育（袖ヶ浦市スポーツ協会）	2 期目
6	きむら いくこ 木村 育子	女	社会教育（袖ヶ浦市音楽協会）	7 期目
7	ありはら じゅん 在 潤	男	社会教育（青少年相談員連絡協議会）	4 期目
8	こうの ゆういちろう 河野 裕一郎	男	社会教育（袖ヶ浦市 P T A 連絡協議会）	2 期目
9	いながき あきひこ 稲垣 昭彦	男	社会教育（袖ヶ浦市文化協会）	6 期目
10	き そ の まき 木曽野 真紀	女	家庭教育（保育ボランティアグループ ひよこの会）	1 期目
11	こいずみ やすし 小泉 康	男	学識経験者	4 期目
12	さ さ き ま ゆ み 佐々木 真由美	女	学識経験者	9 期目
13	なかやま まさ き 中山 正紀	男	学識経験者	6 期目
14	にしだ たかし 西田 隆司	男	学識経験者	3 期目
15	おかだ やすし 岡田 康	男	学識経験者	3 期目

委員任期 令和 5 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 3 0 日

令和 5 年度第 3 回

社会教育委員会議 資料

日 時 令和 5 年 1 0 月 2 3 日（月）

午後 2 時 3 0 分～

場 所 袖ヶ浦市役所北庁舎 3 階中会議室

目 次

次第4 議 題

- (1) 袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例（案）
及びパブリックコメント手続の実施結果について・・・・・・ 別紙
- (2) 袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する
条例の一部改正方針概要について・・・・・・ 別紙
- (3) 第39回生涯学習推進大会について・・・・・・ P 1 ～ P 1 2

次第5 報 告 ・ 連 絡

- (1) 各種事業の実施結果について
 - ・ 第28回そでがうらわんぱくクエスト・・・・・・ P 1 3
 - ・ 学校音楽鑑賞教室・・・・・・ P 1 4
- (2) 今後の事業の実施予定について
 - ・ 第52回袖ヶ浦市子どもスポーツ大会・・・・・・ P 1 5 ～ P 1 6
 - ・ 第36回袖ヶ浦美術展・・・・・・ P 1 7
 - ・ 秋のトショロ月間・・・・・・ 別紙
 - ・ 企画展Ⅱ「袖ヶ浦の外来種」・・・・・・ 別紙
- (3) 第58回千葉県社会教育振興大会について・・・・・・ P 1 8 ～ P 1 9
- (4) 令和5年度社会人権教育地区別研修会の開催について・・・・ P 2 0
- (5) 令和5年度市民会館・公民館まつりについて・・・・・・ 別紙

議題（１）袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例（案）及びパブリックコメント手続の実施結果について

袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例（案）に係る意見の募集結果について

１ 意見募集の概要

（１）意見の募集期間 令和５年９月１日（金）～９月３０日（土）

（２）提出者数・意見数 １２人・ ３８件

（３）意見の分類と市の対応状況

対応区分		件数
A	意見を反映し、原案を修正したもの	１件
B	意見の趣旨・考え方が既に原案に盛り込まれているもの	４件
C	意見を反映しないで、原案どおりとしたもの	９件
D	その他の意見、今後の市政の参考とするもの等	２４件

2 意見の概要と市の考え方

整理 番号	ページ	意見の概要	対応 区分	意見に対する市の考え方
1	資料 1 1 頁	「概要説明 1 条例制定の背景」について 公民館の利用が減少している原因は、2つある。一つ目は、年金の支給年齢が遅くなり、退職後も働かなければならなくなったことであり、退職後の活動がすぐにできなくなったためである。二つ目はコロナによる。ともに公民館や、生涯学習課の直接の責任とは言い難い。市長部局への移行で変わるものではない。地域活動をするからと言って利用が急に増えるとは思えない。自治会館で行われていたものが公民館に移っても、大きな意味があるとは思えない。社会教育の面での活動が増えなければ意味がないと考えられる。利用者数を根拠にしての移行は無理がある。	C	公民館の年間延べ利用者数は、新型コロナウイルス感染症まん延以前の令和元年度で285,765人であり、過去20年のうち、最も利用者数が多かった平成18年度の380,656人と比較して約9.5万人の減少となっています。公民館施設をより多くの市民の方に利用していただくためには、高齢者だけでなく子供や親世代から公民館の利用に慣れ親しんでいただくことも大切な観点であると考えております。 このため、市長部局への移管により、公民館の利用制限の緩和を図り、自治会単位ではなく、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動いただくことで、協働によるまちづくりの推進に当たって、交流センターとするものです。 交流センターを地域の活動拠点としてこれまで以上に機能させるためには、一人ひとりの利用者に寄り添うのはもちろんのこと、様々な角度から地域ニーズ、住民ニーズを掘り起こし、新たな利用者層を開拓するなど施設の利用拡大につなげていくとともに、社会の変化に対応した、市民にとって更に利用しやすく身近な施設として認知される取組が必要であると考えております。 こうした新たな取組はもちろんのこと、従前から公民館で実施してきた事業については継続します。

2	資料 1 3 頁 資料 2 1, 2 頁 資料 3 9 頁	施設の名称について（4 条関連） 社会教育の拠点としての公民館と地域活動をする交流センター、どちらが現実的に施設利用の中心になるのかを考えると、日々のサークル活動や講座等による公民館としての活動が中心になると予想される。地域活動はあってもそれが主になるようには思えない。つまり公民館活動が中心で、そこに地域活動が加わってくることになる。 それ故、わざわざ名称を交流センターが主のようなものにせず、むしろ、なじみのある公民館の名称のままにすれば、余計な費用もかからずにすむと思う。	C	公民館において実施してきた事業や社会教育に関する取組は引き続き実施するとともに、市長部局への移管により、公民館施設の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動することにより、市内の各地区において協働によるまちづくりを進めるうえで、中心的な活動拠点となることを考え、交流センターとするものです。交流センターはこれまでの公民館事業や社会教育に関する取組に加え、協働のまちづくり条例に規定する 3 つの基本理念に基づく協働によるまちづくりを推進するために設置することから、公民館という名称については、現時点において交流センターと併記することを考えております。
3	資料 3 1 4 頁	営利目的の利用の拡大について（1 3 条関連） 交流センター条例第一条の「地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、」の部分で、公民館を社会教育法による枠（第二十三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。（1）もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。）から外し、そのことにより営利目的の利用の巾を広げることになるらしいが、そのことが、関係書類のどこにも記載がされていない。 メリットならはっきり記載したほうがよい。	A	市長部局への移管により、公民館施設の利用制限の緩和を図り、営利を目的とした事業を行う場合においても交流センターの施設又はその附属設備の提供が可能になることから、下線部のように例示として資料に追加します。 資料 3 1 4 頁 ＜第 3 号関係＞ <u>これまで公民館で行っていた施設等の提供については、これまで公民館で行っていましたが、現にある公民館施設を交流センター化することにより、交流センターにおいて、例えば営利を目的とする事業等に関しても施設等の提供を行うことから～</u>

4	資料 2 1 頁 資料 3 2 頁	協働の定義（2 条の 3 関連） 協働の対象が、「地域コミュニティ及び市が」とあり、協働に市民個々が対象となっていないのはおかしいと思う。市民が地域コミュニティに参加し団体とならなければ、市のために協働の活動ができないようになっている。勿論協働のまちづくり条例の中でそうなっているからであるが、ここでは、「市民及び地域コミュニティ、市が共通の目的を達成するために」と改めるべきである。	C	袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例（以下「協働のまちづくり条例」という。）第 3 条に規定している基本理念においては、協働によるまちづくりの推進に当たって、地域コミュニティの活動を支える市民の参加が最も基本になるものとしていることから、協働に関する考えは同条例に規定した協働の定義を用いているものです。
5	資料 1 2 頁 資料 2 1 頁 資料 3 4 頁	交流センター設置について（3 条関連） 「活動拠点として、交流センターを設置する。」を「活動拠点として、公民館内に、交流センターを設置する。」と変更する。理由は整理番号 2 で説明済み。	C	市長部局への移管により、公民館施設の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動することにより、市内の各地区において協働によるまちづくりを進めるうえで、中心的な活動拠点となることを考え、交流センターとするものであり、公民館において実施してきた事業や社会教育に関する取組は引き続き実施いたします。
6	全 般 的 な 意 見	青年、社会人、退職者、高齢者等が仕事だけでなく、より豊かに過ごせるようにするために、公民館等の社会教育施設がある。しかし、それが社会システムの変化（年金、コロナ、物価高、税負担増）により難しくなっている。だからこそより社会教育の増進に力を入れるべきであると思う。それこそ市民に目を向けた市政のあるべき姿だと考える。	D	公民館施設を市長部局に移管し、交流センターに変更しても、公民館で実施してきた事業は継続するほか、引き続き社会の変化や地域ニーズの把握に努め、地域課題に沿った事業の実施について検討してまいります。

7	資料2 6～9 頁 資料3 47～ 51頁	現行の使用料運用のままの予定の案となっておりますが、現在の規定だと「子ども達・子育て家庭のために低廉な価格で入場料を設定したイベント」で教育委員会の後援を受けているのようなものでも、料金が5割増となります。 そのため、実際に催し（演奏会）を行った際には準備・リハーサルから長時間部屋を押さえる必要があることから収支が圧迫され、共演者に交通費を支払うのも困難で催しの「低廉な価格で子ども達に質の高い音楽に触れさせたい」という目的が達成しづらくなるという問題が生じました。 地域コミュニティの活性化および社会教育の質の向上に資するようなイベントを開催しやすくするため、市や教育委員会の後援を受けているような催しについては使用料の5割増規定から除外していただきたいです。	C	市や教育委員会の後援を受けているような催しであっても、入場料を設定し徴収する場合においては、現在、使用料の5割に相当する額を加算した使用料をいただいております。 なお、公民館の市長部局移管に伴って、使用料の設定を変更する予定はありません。
8	全般的 な意見	「交流センターの設置及び管理」条例以前の問題として、公民館等を教育委員会管轄から市長部局管轄への移行の是非を問う、議会への議案が提出されていない。市長部局管轄への移行の是非は、市長の専決事項ではない。 市長専決での今回の強行は、民主主義自治体の姿ではなく、市長独裁的政策強行であり違法そのものである。即刻廃案にすべきです。	D	今回の取組は公民館施設を市長部局に移管し、交流センターに変更するものであり、これまで公民館で実施してきた事業などは教育委員会の所管として存続します。 このため、今後、「袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例」の制定及び「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例」の一部を改正する条例を議会に上程し審議いただく予定です。

9	全 般 的 な 意 見	公民館は社会教育法に基づいて設置され、住民の教養向上や健康増進など、生活に即した教育・学術・文化活動を行う教育機関であり、行政とは独立した教育委員会の管轄です。しかし、教育委員会から市長部局への移管により、公民館の教育機関としての位置づけは無くなり、社会教育が担保されません。現行の公民館には利用制約や利用者の減少があるという点が指摘されるなら先ず現行の中で工夫をすれば良いことです。また改正の理由が街づくりに資するためとありますが現行の公民館の目的からそれは出来ることであり公民館をなくす理由にはなりません。県内では他の市でも公民館から交流センターへの変更が行われていますが、袖ヶ浦市で交流センターに変える必然性が無いのになぜ性急に全ての公民館を変える必要があるのか分かりません。 以上のことから市長部局への移管に反対し公民館を存続させるべきでありこの条例は廃案にすべきです。	D	従来の公民館は、個人が生涯にわたり自由に学び、その自由な学びを通じて、新たな仲間と出会い、その輪を広げながら、社会教育の拠点として地域とのつながりを形成してまいりました。しかし、近年、生活様式の変化や少子高齢化、男女共同参画社会の到来、情報化社会の進展等、社会構造が急激に変化する中で、人間関係の希薄化や子育てに悩む若い親世代の増加等、様々な問題が生じてきた中で、社会教育の活動に沿うものであるこれらの地域課題の解決に取り組んでいくため、地域住民との協働によるまちづくりの拠点であることも明確にしていくことが重要であると考えています。 そのため、市長部局への移管により、公民館施設の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動することにより、市内の各地区において中心的な活動拠点となることを考え、交流センターとするものであり、社会教育を通じたまちづくりと、市民協働によるまちづくりを推進するために取り組むものです。
---	----------------	---	---	--

1 0	全 般 的 な 意 見	仮に交流センターに変えるのであれば、今まで通りの公民館の役割を残すべきです。	B	市長部局への移管により、公民館施設を市長部局に移管し、公民館の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動することにより、市内の各地区において中心的な活動拠点となることを考え、交流センターとするものですが、「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例」の改正を行ったうえ、引き続き存続し、公民館機能は残しつつ、従来どおり公民館で実施してきた事業は継続します。
1 1	全 般 的 な 意 見	市内公民館すべてを変えるのではなく木更津市のように先ず1館を変えてみてその運用から交流センターが本当に必要か検討すべきです。	D	公民館は、市民や利用する団体にとって最も身近な施設であり、1館をモデル地区のように設定することは、市長部局により管理する公民館と、教育委員会で管理する公民館が混在することとなり、利用者にとっても行政側にとっても効率的な取組を行うことが難しいと考えております。 また、協働のまちづくり条例において、市は地域コミュニティの支援を行うことを規定しており、市が地域のまちづくりの活動拠点としての機能を果たすことができるよう支援する体制を整えるため、さらに長浦地区以外の地区において、まちづくり協議会設立に向けた機運が醸成された際にその支援を迅速かつ円滑に行うため、すべての公民館を同時に市長部局に移管することが適切であると考えております。

1 2	全 般 的 な意見	交流センターに変えても社会教育法の位置づけである教育機関としての公民館の位置づけは変えるべきではありません。	B	社会教育法に基づく事業を行う公民館機能を維持するため、「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例」の改正を行ったうえで規定いたします。
1 3	全 般 的 な意見	公民館運営審議会や社会教育委員会など今まで教育機関として位置づけられていた会は残すべきです。	B	公民館運営審議会は「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例」において規定するほか、社会教育委員会議についても、教育委員会の機関としての変更はいたしません。

14	全般的意見	公民館施設をより多くの市民の利用に供し、地域の活動拠点として機能させるため、社会の変化に対応し、市民にとって更に身近な施設として認知される取組みが必要とし、条例制定の目的として、市民や市民活動団体等がより活用できるよう教育委員会から市長部局へ移管し利用制限の緩和を図り、社会教育に関する事業等と一体的に協働のまちづくりを推進するため公民館を交流センターにするとしている。 以下①～⑤の理由から、公民館を市長部局に移し交流センターにする条例に反対する。 ①進め方に問題あり 社会教育委員会、公民館運営審議会において以前から、より多くの市民に公民館を利用してもらうにはという議論はされてきたが、その問題解決のために市長部局に移管するという意見は全くなかった。 市内部のみの検討により、市の方針案が出されて1年もたたないうちに押し通そうとする市の姿勢は問題があると考え。→このような進め方では、市民協働はこれからも進まない。	D	市長部局への移管により、協働のまちづくり条例第8条や第12条の規定を踏まえ、公民館施設を交流センターとし、地域のまちづくりの活動拠点として位置付けるものです。 協働のまちづくり条例において、市の責務や拠点づくりという規定を設けており、市民協働の推進に当たって、この規定に基づく実効性の担保や確立について検討し、市内5地区の活動拠点として現在公民館が活動拠点として最も適切と考えていましたが、教育施設であったことから、取組が進まなかったという経緯があります。しかしながら、令和元年の第9次地方分権一括法によって、公民館の市長部局への移管が条件付きながら認められ、また、市内でまちづくり協議会が設立されたことを受け、公民館を地域のまちづくりの拠点として活用を図っていくことを念頭に、具体的に公民館施設の移管について検討したものです。そのため、移管に関して方針（案）として、市の考えを公民館利用者や公民館運営審議会、社会教育委員会において、説明させていただいたところです。
----	-------	--	---	---

1 5	全 般 的 な意見	②利用制限の緩和の中身が見えない 市長部局に移管すると、社会教育法から外れ、利用制限の緩和されるため、活用しやすくなる との事だが、社会教育法の中でも、公民館祭りなどで地域の野菜を販売したり、興行を行うことは可能である。市長部局への移管により、どのような利用を促し活用しようとしているのか全く表明がない。	D	市長部局への移管により、公民館施設の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動いただくことを考えていることから、具体的な利用については、市民や地域コミュニティによる柔軟な取組が促進できるよう対応することを考えております。
1 6	全 般 的 な意見	③まちづくりの推進は教育部局でも可能 まちづくり協議会の事務局を公民館に置き、協働のまちづくりを推進するためであれば、教育委員会の所管のままでも実施可能。 現在も行政センター機能は市長部局である。	D	交流センターは、協働のまちづくり条例第8条に規定する市の責務や第12条に規定する拠点づくりとして行うものであり、また、社会教育法に基づき実施される社会教育に関する活動や公民館で実施してきた事業と、情報共有や連携した取組を進めることにより、市民が参加し、地縁団体、市民活動団体、事業者と協働のまちづくり条例に規定する3つの基本理念に基づく協働によるまちづくりを推進するため、その活動拠点として設置するものです。 市長部局への移管により、公民館施設の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動いただくことを考えていることから、具体的な利用については、市民や地域コミュニティによる柔軟な取組が促進できるよう対応することを考えております。

17	全般的意見	④推進を担保する職員配置が不明 社会教育とまちづくりを一体に推進しているが、その担保である職員配置は不明のまま。条例改正後の運用開始まではっきりしない。社会教育もまちづくりも市民と職員との関係性の構築、信頼関係がなければ進まないと考える。市長部局にすれば両方うまくいくなど到底考えられない。 まちづくりの担い手である自治会の悩みは「自治会加入の減少」「役員の高齢化・担い手不足」等であり、それを良い方向に導くには覚悟を持って挑む必要がある。市民協働の職員を分散させ長浦公民館に現状＋1名の配置を要望では社会教育の後退になるのは目に見えている。	D	交流センターの職員配置につきましては、現時点で確定しておりませんが、公民館で実施してきた事業や社会教育に関する取組を引き続き実施するとともに、まちづくり協議会の支援等を行えるよう適正に行ってまいります。
----	-------	--	---	--

18	全般的意見	⑤社会教育の間違った目的からつくられた取組みである 市長部局に移管する庁内での会議資料で、社会教育の目的を「社会教育を通じた教育の成果を地域に還元」としていた。憲法で保障された基本的人権としての、生涯の自由な学びである社会教育を市が勝手に目的をつくり「教育の成果を地域に還元すること」と押し付けるのは間違いである。この取り組みの目指す姿を「社会教育で得られた成果を市民協働によるまちづくりへ反映していく体制づくりを図る」として進められ、根本的な社会教育のあり方が行政的視点で考えられ歪められている。	D	社会教育の基本は個人が生涯にわたり自由に学ぶことにありますが、その自由な学びで得られたものを地域の皆さんで活用していただくとともに、その活動を通じて新たな仲間と出会い、その輪が広がることで地域づくり、そしてまちづくりに繋がるものと考えております。 公民館施設の市長部局への移管は、社会教育、生涯学習の場である公民館を廃止するものではなく、現在の公民館の組織体制を維持したままで、これまでの機能を後退させることなく、より多くの利活用ができるようにしたいと考えて行うものです。 移管後の交流センターでは、これまでの社会教育、生涯学習施設としての機能に加えて、まちづくり協議会の活動拠点や市民に身近な行政の窓口、地域の防災拠点、子どもや保護者が気軽に立ち寄れる子どもの居場所など、ここ数年コロナにより減少、衰退しつつある地域コミュニティの再生を後押しできるよう、地域の方々が、これまで以上に気軽に利用しやすい施設にしていきたいと考えております。
----	-------	---	---	--

19	全般的意見	公民館利用者の多くから要望もないのに何故、この条例を作ろうとするのか理解できない。利用者グループのリーダーに直接アンケートを実行して意見を聞いたのでしょうか？	D	今回、利用者グループのリーダーに直接アンケートは行っておりませんが、利用者懇談会などを通じ、これまで市民会館・公民館が担ってきた社会教育を通じた「人づくり」や「まちづくり」と、市民協働による「まちづくり」をより一層推進していきたいことや、より多くの市民等の利用による施設の有効活用を図ってきたい旨を説明し、一定の理解をいただいているものと考えております。 なお、施設の利用方法や使用料等の変更は予定しておりません。
20	全般的意見	公民館利用のグループのリーダーにパブコメ実施の知らせを出しているのか？広報にパブコメ記事書いてもそれを見逃す市民がほとんどではないでしょうか？近所の陶芸グループの方はパブコメを知らないと言っている。 リーダーへのアンケートと少なくともグループ会員にパブコメがあることを知らせなければパブコメをしましたが意見がありませんでしたとなるでしょう。いくらパブコメしたという証拠づくりが目的でももっとしっかり意見を集める姿勢が必要ではないか？	D	公民館利用のグループのリーダーにパブリックコメント実施のお知らせは出しておりませんが、市役所のみならず、全ての公民館において、パブリックコメントを実施している旨のポスターを掲示しているほか、パブリックコメント資料の閲覧や貸出を行っております。 また、公民館運営審議会委員と社会教育委員には、パブリックコメント実施の周知をしており、「袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例（案）」についての意見の聴取に努めております。

2 1	全 般 的 な意見	4月ごろに利用者懇談会があり、利用の活発化のためとかなんとか良くわからない話を聞いたが唐突で意味不明でした。あの時どんな要望があるかを尋ねられましたが公民館を市長部局に換えて欲しいという意見はなく身近な意見と要望ばかりが参加者から出された。 プロジェクターは以前より随分安価になっているしパソコンの画面が大型液晶テレビに映せる時代でテレビはさらに安価、様々な意見・要望を無視して交流センターで街づくりと言っても空虚に響く。	D	各公民館で本年3月から4月の間に開催された利用者懇談会におきまして、通常利用に関する意見等に加え、公民館施設の市長部局移管について様々な意見等をいただきました。 頂戴した意見等については、その後の公民館運営、また、公民館施設の市長部局移管に向け参考にさせていただいております。
2 2	全 般 的 な意見	市民から要望のあることを実行しないで、要望していないことを市長主導で実行するのは誰の指示でしょうか？あるいは忖度でしょうか？自分の考えでないことが透けて見える感じがあるが、これは自己の歴史に汚点とは思いませんか？	D	公民館施設の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動することにより、市内の各地区において中心的な役割となることを考え、交流センターとし、社会教育を通じたまちづくりと、市民協働によるまちづくりを推進するために取り組むものです。
2 3	全 般 的 な意見	近隣市で公民館がコミュニティーセンターとなったがこれは袖ヶ浦の交流センターなのか？コミュニティーセンターと交流センターは同じ考えのものか？違いがあるとすれば違いはなにか？明らかにして欲しい。	D	他自治体においてコミュニティーセンターとして設置されている公民館以外の施設は、地方自治法の規定により設置されているものであり、「袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例（案）」により設置する交流センターと同様のものです。 本市では、公民館施設を交流センターとするものであり、これまでどおり公民館機能を位置づけ、公民館事業は引き続き実施します。

24	全般的意見	公民館の交流センターと言う考えを棚上げしてみんなが望むことを実行しないか。	D	市長部局への移管により、協働のまちづくり条例の基本理念である、市民の地域コミュニティへの参加の促進や地域コミュニティの連携の促進、地域コミュニティと市の協働の推進をしっかりと進めてまいります。特に、市民が地域コミュニティに自主的かつ主体的に参加しやすい環境づくりを進めるための取組の一つと考え、推進するものです。
25	全般的意見	公民館施設を教育委員会から市長部局へ移管することに反対します。	D	ご意見として承ります。

26	資料1 1頁	1. 条例制定の背景 2段落1行目「近年公民館の利用者数は減少傾向であり」 具体的なデータの提示がないので説得力がない。数行下のコロナ関連の利用停止期間もあるので、この3年ほどの利用者が減少しているのは当然と考える。20年程度の期間での利用者数の推移のデータの提示がほしい。	C	公民館の年間延べ利用者数は、新型コロナウイルス感染症まん延以前の令和元年度で285,765人であり、過去20年のうち、最も利用者数が多かった平成18年度の380,656人と比較して約9.5万人の減少となっています(過去20年の公民館延べ利用者数の推移は以下のとおりです。) <table><tr><td>令和4年度</td><td>238,409人</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>200,790人</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>116,444人</td></tr><tr><td>令和元(平成31)年度</td><td>285,765人</td></tr><tr><td>平成30年度</td><td>320,048人</td></tr><tr><td>平成29年度</td><td>321,940人</td></tr><tr><td>平成28年度</td><td>334,892人</td></tr><tr><td>平成27年度</td><td>344,742人</td></tr><tr><td>平成26年度</td><td>315,571人</td></tr><tr><td>平成25年度</td><td>306,734人</td></tr><tr><td>平成24年度</td><td>347,957人</td></tr><tr><td>平成23年度</td><td>308,731人</td></tr><tr><td>平成22年度</td><td>334,125人</td></tr><tr><td>平成21年度</td><td>341,591人</td></tr><tr><td>平成20年度</td><td>344,403人</td></tr><tr><td>平成19年度</td><td>356,497人</td></tr><tr><td>平成18年度</td><td>380,656人</td></tr><tr><td>平成17年度</td><td>364,486人</td></tr><tr><td>平成16年度</td><td>341,357人</td></tr><tr><td>平成15年度</td><td>345,645人</td></tr></table>	令和4年度	238,409人	令和3年度	200,790人	令和2年度	116,444人	令和元(平成31)年度	285,765人	平成30年度	320,048人	平成29年度	321,940人	平成28年度	334,892人	平成27年度	344,742人	平成26年度	315,571人	平成25年度	306,734人	平成24年度	347,957人	平成23年度	308,731人	平成22年度	334,125人	平成21年度	341,591人	平成20年度	344,403人	平成19年度	356,497人	平成18年度	380,656人	平成17年度	364,486人	平成16年度	341,357人	平成15年度	345,645人
令和4年度	238,409人																																											
令和3年度	200,790人																																											
令和2年度	116,444人																																											
令和元(平成31)年度	285,765人																																											
平成30年度	320,048人																																											
平成29年度	321,940人																																											
平成28年度	334,892人																																											
平成27年度	344,742人																																											
平成26年度	315,571人																																											
平成25年度	306,734人																																											
平成24年度	347,957人																																											
平成23年度	308,731人																																											
平成22年度	334,125人																																											
平成21年度	341,591人																																											
平成20年度	344,403人																																											
平成19年度	356,497人																																											
平成18年度	380,656人																																											
平成17年度	364,486人																																											
平成16年度	341,357人																																											
平成15年度	345,645人																																											

27	資料1 1頁	1. 条例制定の背景 4段落1行目「自治会では加入率の低下や役員のなり手不足等の課題」 交流センターが開設されれば自治会の加入率が上昇しそうな書きぶりだが、自治会の加入率が低いのは規約など情報の公開が少なく、組織の構造がわかりにくいこと、加入のメリットが住民に感じられないことなどが大きいと考える。各地区に独自に自治会館など拠点となる施設を持つ自治会もあり、交流センターが出来ることによって自治会の活動が活発になるとは思えない。	D	現在、自治会に関する紹介等を市のホームページや広報等で情報発信しており、また、市と自治連絡協議会にて共同で作成したチラシ等を活用し、自治会役員を中心に加入促進の取組を進めていただいております。しかしながら、自治会加入の必要性やメリットを十分に理解してもらえないことが多く、地域活動の低下の要因となっていると考えております。 これらの課題解決に向けて、引き続き自治会への加入促進を行っていくとともに、役員等の負担軽減について自治連絡協議会等から意見を伺い、対応してまいりたいと考えています。さらに、自治会を含む地域コミュニティが交流センターに集い、団体内外の横のつながりづくりや、地域活性化に取り組むことで、交流センターを地域のまちづくりの活動拠点とすることを考えております。
28	資料1 3頁 資料2 2頁 資料3 13～ 15頁	8条 交流センターの事業について 現在の長浦・平川公民館には行政センターが入っているが、第8条に行政センターが入っていないのはなぜか。	C	行政センターに関しては、「袖ヶ浦市行政センター設置条例」において、設置や名称等を定めていることから、「袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例(案)」では規定しておりません。

29	資料1 3頁 資料2 3頁 資料3 21、2 2頁	第12条 2 市長は、前項の許可に管理上必要な条件を付すことができる。 資料3 22ページの関係例規では、「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則（抜粋） （遵守事項）第20条として、使用者及び入館者が守らなければならない事項が列举されているが、第12条ではそれがないことによって、行政の恣意的な運用が懸念される。明記するべきだと考える。	C	管理上必要な条件については、「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則」と同様に、「袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例（案）」についての規則を制定し、遵守事項を規定する予定です。
30	全般的な意見	袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例（案）について、「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例」は存続するようなので、社会教育に関する活動は交流センターでも維持されとのことなので、全体として反対するものではありませんが、市長部局に移管されることにより、社会教育に関わる職員が減り社会教育事業が少なくなることを懸念します。 社会教育主事の配置について、複数館の役職を兼務する事態を危惧します。公民館活動についての職員数の明記を希望します。	D	公民館事業の事業量は、社会教育環境の変化等により変動があるものと認識しており、そのような環境の変化に柔軟に対応するため、公民館活動についての職員数を条例に明記する考えはございません。 また、公民館で実施してきた事業や社会教育に関する取組を引き続き実施いたしますので、社会教育主事を含め適正な職員配置を行ってまいります。

3 1	資料 1 1 頁	法律(条令)は国民の自由を制限するものであり、必要最小限のものにすべきだが、為政者は法治主義のもと、自由を制限し、自身の意に添うように正当化できるから、制限することは都合がいい。国民はこれを踏まえて対処する必要がある、法律の設立や改定の際には、なぜその措置が必要であるのかを明確に問うて判断すべきである。現在、日本には多くの法律が存在し、袖ヶ浦市でも多数の条例がある。しかし、制定は毎年なされているが、廃止は数少なく、年と共に増えつづけている。それだけ住民の自由が制限されていることになる。 今回の条例制定について、以上の観点からコメントする。 課題として、1. 公民館としては、利用者数の減少が問題で、施設の利用拡大や身近な施設認知が必要とあります。利用者数の減少は、コロナは特別な事情なのでこれを除くと、実情はどのくらい減少しているのでしょうか。そしてその原因はなんだと分析しているのでしょうか。 また、地域の活動拠点として機能させるためとありますが、どういうことでしょうか。今の公民館の活動のどこがそうになってないのか、それはなぜなのか、説明してほしいです。 社会の変化に対応しとは、どういうことで、それはなぜなのか、具体的に示してほしい。	D	公民館の年間延べ利用者数は、新型コロナウイルス感染症まん延以前の令和元年度で285,765人であり、過去20年のうち、最も利用者数が多かった平成18年度の380,656人と比較して約9.5万人の減少となっています。その原因としましては、主に利用の主体である社会教育関係団体や公民館登録サークルなどの高齢者を中心とした団体活動の継続性が困難になり、会員数が減少していることが挙げられます。 従来の公民館は、個人が生涯にわたり自由に学び、その自由な学びを通じて、新たな仲間と出会い、その輪を広げながら、社会教育の拠点として地域とのつながりを形成してまいりました。しかし、近年、生活様式の変化や少子高齢化、男女共同参画社会の到来、情報化社会の進展等、社会構造が急激に変化する中で、人間関係の希薄化や子育てに悩む若い親世代の増加等、様々な問題が生じてきたおり、社会教育の活動に沿うものであるこれらの地域課題の解決に取り組んでいくため、地域住民との協働によるまちづくりの拠点であることも明確にしていけることが重要であると考えました。 2については、平成30年度から令和4年度までの自治会加入の動向をみると、自治会加入率低下の主要因としては、転入世帯の増加と自治会からの脱退によるものです。市内世帯数は大幅な増により、加入率の算定に当たってその分母が拡大していることが加入率の低下につながっていることが考えられ、市としましても、現在袖ヶ浦駅海側地区へ自治会設立の働きかけを行って
-----	-------------	--	---	--

	2. 市民活動への支援として、まちづくり条例制定や推進計画を進め、取り組んでいるが、自治会の加入率低下や役員のなり手不足、人材不足が課題とある。これについて、その原因は何だと分析しているのでしょうか。 以上1, 2の分析が十分に行われ、解決のための方策がいくつか提示され、その方策の利点と欠点が出されて、それらを評価し、最適の方策がこれです、欠点については、これこれに対応する。というような、欠点のリスク対策内容の説明がなされる必要がある。 1, 2の現状把握、原因分析をきちんと示さないで、いきなり社会教育とまちづくりを合わせるといふ乱暴な方策に至ることが、理解できない。条例の条文を検討することは、二の次であると思う。	おります。また、自治会からの脱退については、活動の強制や会費を支払いたくない、高齢により活動ができない、といったことと捉えております。 役員のなり手不足については、高齢化や役員の負担が大きいことなどが要因ですが、人材不足については、主に市民活動団体における課題であり、近年の高齢化や定年の延長などが影響していると考えております。このような地域コミュニティの状況は新型コロナウイルス感染症により活動が停滞した影響もありますが、これらの課題解決に向けては、自治会や市民活動団体といったそれぞれの主体での取組だけでは難しく各地区における地域コミュニティとして対応する必要があると考えたところです。そのため、市長部局への移管により、公民館施設の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動することにより、市内の各地区において中心的な役割となることを考え、交流センターとするものであり、社会教育を通じたまちづくりと、市民協働によるまちづくりを推進するために取り組むものです。
--	--	---

32	全般的意見	課題解決のための方策として、条例制定を考えたのであれば、多面的な分析と、明確な提示と、的確な判断の根拠を示さねばならない。2024年度早々の施行を計画しているようだが、ゴールありきで、パブリックコメントをしてはいけないのではないかと。住民に十分に考えてもらうための材料・資料を提供し、疑問に答え、多くの理解を得る努力を怠れば、民主主義のツールの一つであるパブリックコメント制度が生かされないことになる。 住民が、対等に、自由に、自分で考え、判断し、コミュニティの在り様を決めることが、担保されなければ、現状の課題は、この条例が施行されたとしても、解決しないのではないかと。自立した市民であることが民主主義の最低条件であるが、時が流れ、生活も変化し、また教育基本法が改定され、当初の思いから相当かけ離れてきたのではないかと。 その結果が、まちづくりの問題となって、露呈しているように見え、この二つの問題は、根っこが繋がっているのではないかと。という気がする。 問題解決の手法に沿って、論理的に解析すれば、もっと明確にわかるのではないかと。と思うので、これをやってほしい。	D	市長部局への移管により、公民館施設の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動することにより、市内の各地区において中心的な役割となることを考え、交流センターとするものであり、社会教育を通じたまちづくりと、市民協働によるまちづくりを推進するために取り組んでまいります。
----	-------	--	---	--

3 3	資料 1 3 頁 資料 2 2 頁 資料 3 1 3 ~ 1 6 頁	8 条で公民館が担ってきた社会教育事業と協働のまちづくり事業を合わせて推進するというのに、なぜかここで示された事業に、社会教育という文言が消滅している。 9 条で従来 of 社会教育事業を実施するため、市長の判断で施設を供用できるような表現である。 対等合体であれば、きちんと 8 条の中に、社会教育の推進という文章を明確にすべきであり、それについて、教育委員会の関与を明確に記載しなければならないと思う。 また、事業についての従来 of 公民館運営審議会の役割も加える必要がある。	C	「袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例（案）」に合わせ、「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例」を改正いたしますが、社会教育事業及び公民館運営審議会についても引き続き規定いたします。
3 4	全 般 的 な 意 見	公民館の目的を、社会教育だけでなく市民協働によるまちづくりのための拠点という形に広げるという解釈でよいでしょうか。	D	ご意見のとおり、公民館の目的は変わりませんが、交流センターとして、地域まちづくり協議会に関する支援等の協働によるまちづくりに関する取組が加わることとなります。

35	資料1 4頁 資料2 4頁 資料3 33～ 35頁	市民活動団体の利用手続きなどに変更はなく、減免の考え方や登録方式も同じであるということで、今後もこの減免のシステムが継続されることを要望します。 また、優先予約システム、大ホールの予約のシステムは、チラシなどを作って催しを計画する団体にとってはとても大切なシステムなのでいまいにならぬよう公平にやっていただけるよう要望したい。 地域コミュニティの活性化に関し、社会教育に関する事業等と一体的に取りくむというところは具体的なイメージがわかりませんが、交流センターが個人でも少人数でも赤ちゃん連れでも利用しやすい場になることを願っています。	B	減免の考え方や優先予約と大ホール予約方法は従来どおり継続してまいります。 なお、市長部局への移管により、公民館施設の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動することができるよう取り組んでまいります。
36	全般的意見	交流センターの設置は現在の公民館事業に協働のまちづくりの事業が追加され、仕事のボリュームが増えるとの認識でよろしいでしょうか。	D	交流センターの設置により、協働のまちづくりを推進するため、まちづくり協議会の設立や活動を支援する業務が加わるものとなりますが、公民館で実施してきた事業や社会教育に関する取組を引き続き実施いたしますので、適正な職員配置を行ってまいります。
37	全般的意見	コロナ渦を経て、学校のPTAや育成会等地域のコミュニティが弱くなっていることを痛感しています。交流センターの設置後、どのように地域を活性化させるのか、最初はセンターからの働きかけが重要と感じています。	D	市長部局への移管により、公民館施設の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動いただくことを考えていることから、交流センターから働きかけを行い、協働による地域の活性化を図ってまいります。

38	全般的意見	現在、社会教育推進員の委嘱を受け活動していますが、活動内容が変わったりしますか。	D	公民館施設を市長部局に移管しても、従来どおり、教育委員会が社会教育推進員の委嘱をし活動いただくこととなりますので、現時点では活動内容に変更はありません。
----	-------	--	---	--

議題（２）袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部改正方針概要について

公民館及び市民会館の施設管理の変更について

1 変更理由

公民館及び市民会館（以下「公民館」という。）を、市民や市民活動団体等がより活用できるよう利用制限の緩和を図り、社会教育に関する事業等と一体的に協働のまちづくりを推進するため、袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例（以下「交流センター条例」という。）の制定に向けて手続きを進めております。

これに合わせ、公民館の施設管理を変更するものです。

2 概要

（１）公民館の施設管理

交流センター条例に合わせ、公民館の施設管理を市長部局へ移管します。

（２）公民館事業

公民館が実施してきた事業については、引き続き教育委員会が管理し、及び執行します。

（３）公民館運営審議会

公民館における各種事業の企画実施に係る調査審議をしてきた公民館運営審議会は、引き続き設置します。

（４）その他

従来から使用してきた公民館の名称は変更しません。

また、上記（１）から（３）に合わせて袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の必要な改正を行います。

3 移管期日

令和６年４月１日

袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条及び第30条第2項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、社会教育の振興並びに市民の生活文化の向上と福祉の増進を図るため、公民館並びに市民会館を袖ヶ浦市に設置する。

2 公民館並びに市民会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
袖ヶ浦市平川公民館	袖ヶ浦市横田115番地1
袖ヶ浦市民会館	袖ヶ浦市坂戸市場1566番地
袖ヶ浦市長浦公民館	袖ヶ浦市蔵波513番地1
袖ヶ浦市根形公民館	袖ヶ浦市下新田1277番地
袖ヶ浦市平岡公民館	袖ヶ浦市野里1563番地1

(分館の設置)

第2条の2 平川公民館に分館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富岡分館	袖ヶ浦市吉野田622番地2

(管理)

第3条 公民館及び市民会館の管理者は、袖ヶ浦市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

(職員)

第4条 公民館及び市民会館に、それぞれ館長その他の職員を置く。

(公民館運営審議会)

第5条 社会教育法第29条第1項の規定により公民館運営審議会を置く。

2 公民館運営審議会は、社会教育法第29条第2項に規定するもののほか、市民会館の運営に関し教育委員会の諮問に応ずるものとする。

3 公民館運営審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

4 委員の定数は、12人以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員が、第3項に規定する者に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会はその任期中であっても委嘱を解くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、公民館運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（事業）

第6条 公民館及び市民会館は、社会教育法第22条に規定する事業のほか、公共の福祉増進のための施設の提供に供する事業を行う。

（使用の許可）

第7条 公民館並びに市民会館の施設及びその附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、公民館及び市民会館の管理上必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第8条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合には、公民館及び市民会館施設等の使用を許可しないことができる。

（1） その使用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) その使用が公民館及び市民会館の設置の目的に反すると認められるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) その他公民館及び市民会館の管理上支障があると認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、第7条の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号の一に該当する場合は、その使用を制限し、又はその許可を取り消し、若しくは停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第7条第2項の規定による使用の条件に違反したとき。

(3) 前条各号のいずれかに該当するとき。

(4) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。

(5) その他公民館及び市民会館の管理上支障があると認められるとき。

2 前項の規定により使用者において損害を生ずることがあっても教育委員会は、その賠償の責を負わない。

(使用期間)

第10条 公民館及び市民会館は同一使用者が同一施設を引き続き3日以上にわたって使用することはできない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるとき、又は公民館及び市民会館の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外に公民館及び市民会館を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(模様替え等)

第 1 2 条 使用者が公民館及び市民会館の使用に際しこれを模様替えし、又は設備等を附加しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

（原状回復）

第 1 3 条 使用者は、その使用を終了したとき（第 9 条の規定により使用について制限又は許可の取り消し、若しくは停止があったときを含む。）は、直ちに原状に復さなければならない。

2 使用者が、前項に規定する義務を履行しない場合においては、教育委員会が執行し、その費用を使用者から徴収する。

（損害賠償）

第 1 4 条 使用者は、公民館及び市民会館の施設等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

（使用料）

第 1 5 条 使用者は、別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 に定める使用料を納入しなければならない。

（使用料の徴収）

第 1 6 条 使用料は、使用の許可と同時に徴収する。

2 国又は地方公共団体その他これに類する団体に使用許可した場合は、前項の規定にかかわらず、別に納期を指定して徴収することができる。

（使用料の減免）

第 1 7 条 教育委員会が特に認めるときは、第 1 5 条の使用料の額を減額し、又はその使用料の額を免除することができる。

（使用料の不還付）

第 1 8 条 既に徴収した使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときには、使用料の全部又は一部を還付することができる。

（1） 天災地変その他使用者の責によらない理由により使用ができなかったとき。

(2) 教育委員会が公用又は公共用その他やむを得ない理由により使用を取り消し、又は使用を中止したとき。

(3) 使用者が使用期日の7日前までに使用の取消しを申し出たとき。

(販売行為等の禁止)

第19条 公民館並びに市民会館及びその敷地内において物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けて行う場合は、この限りでない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表第1 (第15条関係)

市民会館

区分	午前9時から午後5時まで 1時間につき	午後5時から午後9時まで 1時間につき
1階		
会議室	340円	370円
研修室	230円	350円
調理実習室	650円	910円
和室1	230円	350円
和室2	230円	350円
大ホール（楽屋 1・2、ホワイ エ等含む。）	5,740円	8,620円
大ホール（舞台 のみを使用する 場合）	1,720円	2,580円

2 階		
会議室 1	3 4 0 円	3 7 0 円
会議室 2	3 4 0 円	3 7 0 円
講義室	3 4 0 円	3 7 0 円
和室	2 3 0 円	3 5 0 円
研修室	6 5 0 円	9 1 0 円
3 階		
中ホール	1 , 2 3 0 円	1 , 8 4 0 円
レストラン（厨房、パントリー、倉庫、パッケージ室含む。）	1 月につき 2 1 5 , 0 0 0 円	

平川公民館

区分	午前 9 時から午後 5 時まで 1 時間につき	午後 5 時から午後 9 時まで 1 時間につき
1 階		
体育室	1 , 8 4 0 円	2 , 7 6 0 円
会議室	3 4 0 円	3 7 0 円
多目的室	6 5 0 円	9 1 0 円
2 階		
視聴覚室	6 5 0 円	9 1 0 円
会議室 1	2 3 0 円	3 5 0 円
会議室 2	2 3 0 円	3 5 0 円
保育室	2 3 0 円	3 5 0 円
和室	3 4 0 円	3 7 0 円
調理実習室	6 5 0 円	9 1 0 円

長浦公民館

区分	午前 9 時から午後 5 時まで 1 時間につき	午後 5 時から午後 9 時まで 1 時間につき
1 階		
多目的ホール	1 , 2 3 0 円	1 , 8 4 0 円
多目的室	6 5 0 円	9 1 0 円
2 階		
会議室 1	3 4 0 円	3 7 0 円
会議室 2	3 4 0 円	3 7 0 円
和室 1	2 3 0 円	3 5 0 円
和室 2	2 3 0 円	3 5 0 円
創作室	3 4 0 円	3 7 0 円
視聴覚室	6 5 0 円	9 1 0 円
調理実習室	6 5 0 円	9 1 0 円
研修室 1	3 4 0 円	3 7 0 円
研修室 2	3 4 0 円	3 7 0 円

根形公民館

区分	午前 9 時から午後 5 時まで 1 時間につき	午後 5 時から午後 9 時まで 1 時間につき
1 階		
野外ステージ	6 5 0 円	9 1 0 円
多目的ホール	1 , 2 3 0 円	1 , 8 4 0 円
2 階		
会議室	3 4 0 円	3 7 0 円
講義室	3 4 0 円	3 7 0 円
研修室	3 4 0 円	3 7 0 円
和室	2 3 0 円	3 5 0 円
アトリエ	3 4 0 円	3 7 0 円

調理実習室	6 5 0 円	9 1 0 円
視聴覚室	6 5 0 円	9 1 0 円

平岡公民館

区分	午前 9 時から午後 5 時まで 1 時間につき	午後 5 時から午後 9 時まで 1 時間につき
1 階		
多目的ホール	1 , 2 3 0 円	1 , 8 4 0 円
会議室	2 3 0 円	3 5 0 円
2 階		
会議室 1	3 4 0 円	3 7 0 円
会議室 2	3 4 0 円	3 7 0 円
和室	3 4 0 円	3 7 0 円
研修室	6 5 0 円	9 1 0 円
調理実習室	6 5 0 円	9 1 0 円
視聴覚室	6 5 0 円	9 1 0 円

平川公民館 富岡分館

区分	午前 9 時から午後 5 時まで 1 時間につき	午後 5 時から午後 9 時まで 1 時間につき
多目的ホール	1 , 2 3 0 円	1 , 8 4 0 円
会議室	3 4 0 円	3 7 0 円
和室	3 4 0 円	3 7 0 円
調理実習室	6 5 0 円	9 1 0 円

備考

- 1 使用料は、1 時間当たりの使用料（以下「単位使用料」という。）
に使用時間数を乗じて算定する。
- 2 本市の住民でない者（本市に存する事業所等に勤務する者を除く。）が使用する場合は、規定使用料の 5 割に相当す

る額を加算した額とする。

3 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の単位使用料は、前2項の単位使用料に規定使用料の5割に相当する額を加算した額とする。

4 単位使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その都度これを切り捨てる。

5 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。

6 6月1日から9月30日までは、「午後9時」を「午後9時30分」とする。

別表第2（第15条関係）

体育室又は多目的ホールをアマチュアスポーツとして使用する場合（冷房又は暖房を使用しない場合に限る。）

施設区分		午前9時から 午後5時まで 1時間につき	午後5時から午 後9時まで1時 間につき
平川公民館	体育室（全面）	530円	680円
	体育室（半面）	260円	340円
長浦公民館	多目的ホール	280円	390円
根形公民館			
平岡公民館			
平川公民館富岡分館			

備考

1 使用料は、1時間当たりの使用料（以下「単位使用料」という。）に使用時間数を乗じて算定する。

2 本市の住民でない者（本市に存する事業所等に勤務する者を除く。）が使用する場合は、単位使用料は、規定使用料の5割に相当する額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が

生じたときは、これを切り捨てる。

3 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。

4 6月1日から9月30日までは、「午後9時」を「午後9時30分」とする。

別表第3（第15条関係）

附属設備使用料

品名	単位	使用料 (1時間につき)
ピアノ	1台	440円
エレクトーン	1台	440円
第1ボーダーライト	1式	890円
第1サスペンションライト		
第2ボーダーライト		
第2サスペンションライト		
ホリゾントライト		
シーリングライト		
フロントサスペンションライト		
フットライト	1台	130円
ステージスポットライト	1台	40円
レコードプレーヤー	1台	220円
テープレコーダー	1台	220円
マイクロホン	1本	80円
16ミリ映写機	1台	220円
スライド映写機	1台	220円
ビデオプロジェクター	1台	440円
ビデオデッキ	1台	220円
C D プレーヤー	1台	220円

C D ・ M D プレーヤーコンポ	1 台	2 2 0 円
D V D プレーヤー	1 台	2 2 0 円
L D プレーヤー	1 台	2 2 0 円
ブルーレイレコーダ	1 台	2 2 0 円
スクリーン	1 面	7 0 円
反響板	1 式	5 2 0 円
三点吊りマイク	1 式	4 4 0 円
拡声装置	1 台	2 2 0 円
大ホール拡声装置	1 式	5 2 0 円
ステージスピーカー	1 式	1 3 0 円
はね返りスピーカー	1 式	5 0 円
チェロ	1 台	4 4 0 円
コントラバス	1 台	4 4 0 円
クラリネット	1 本	4 4 0 円
オーボエ	1 本	4 4 0 円
ファゴット	1 本	4 4 0 円
チューバ	1 台	4 4 0 円
シンバル	1 組	4 4 0 円
ティンパニー	1 台	4 4 0 円
指揮者台	1 台	2 0 円
指揮者用譜面台	1 台	2 0 円
譜面台	1 台	1 0 円
平台	1 枚	3 0 円
大ホール講演台	1 台	1 3 0 円
屏風	1 双	2 6 0 円

附属設備使用料その 2

品名	単位	使用料
----	----	-----

		(1 回 当 た り)
陶芸窯 (素 焼 き)	1 台	1 , 0 0 0 円
陶芸窯 (本 焼 き)	1 台	2 , 0 0 0 円

備 考

- 1 平台には箱足、開足を含む。
- 2 大ホール講演台には司会者台、花台を含む。
- 3 使用時間が1時間未満の場合は、1時間と

議題（３） 第３９回袖ヶ浦市生涯学習推進大会について

第３９回袖ヶ浦市生涯学習推進大会実施要項（案）

１．趣旨

少子高齢化・都市化・情報化が進み、地域や人どうしの結びつきが希薄になりつつある昨今、以前のように他者と深く関わりながら生きていくことは、より困難になりつつあります。

流動化と孤立化に代表される社会変化の中では個人のニーズが重視される反面、つながり関わる中で生まれる“絆”は、人生をより豊かで生きがいのあるものに変えていく力を持っています。

袖ヶ浦市では、市内にある社会教育関係機関、団体、そして個人が緊密につながりあい、支えあいながら幅広く学習機会を提供しあうことで、人々が、いつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に活かされるような地域社会を目指しています。

このような中、生涯を通して学習することの意義について市民の理解を一層深めるとともに、学習意欲の向上と学習活動への参加の促進を図ります。

２．大会テーマ

「学び つながり 支えあうまち そでがうら」

３．主催 袖ヶ浦市社会教育委員 袖ヶ浦市教育委員会

４．主管 袖ヶ浦市生涯学習推進大会実行委員会

５．期日 令和６年２月１０日（土）

６．会場 袖ヶ浦市民会館 大ホール

７．日程 １２：３０ ～ １３：００ 受付

１３：００ ～ １４：１０ 【第１部】

- (1) 開会のことば（袖ヶ浦市社会教育委員長）
- (2) 生涯学習奨励賞授与・市長あいさつ
- (3) 社会教育功労感謝状贈呈・教育長あいさつ
- (4) 来賓祝辞（県議会議員・市議会議員）
- (5) 実践発表
- (6) 閉会のことば（袖ヶ浦市生涯学習推進大会実行委員長）

～休憩・換気～

１４：３０ ～ １６：００ 【第２部】

(7) 記念講演

（第４２期・第２回市民三学大学講座）

演題：「気象に学ぶ～風災害と防災情報～」

講師：木原 実 氏（気象予報士・防災士）

第39回 袖ヶ浦市生涯学習推進大会タイムスケジュール

進行2名（男女各1名 実行委員より選出）

【第1部】 予定時間 13:00～14:10（70分間）

1. 開会のことば（2分） 社会教育委員 委員長
2. 生涯学習特別奨励賞&奨励賞授与（25分） → 市長挨拶（4分）
 - ・授与 授与者：市長
（特別奨励賞→賞状・盾、奨励賞→賞状・メダルを贈呈）
 - ※介添え：副市長、生涯学習課長
 - ※受賞者紹介：進行
 - ・市長あいさつ
3. 社会教育功労感謝状贈呈（10分） → 教育長挨拶（4分）
 - ・贈呈 贈呈者：教育長
（賞状を贈呈）
 - ※介添え：教育部長
 - ※受賞者紹介：進行
 - ・教育長あいさつ
4. 来賓祝辞（8分）
 - ・県議会議員
 - ・市議会議員
5. 実践発表（15分）
6. 閉会のことば（2分） 生涯学習推進大会実行委員長

〔休憩・換気〕 14:10～14:30

【第2部】 予定時間 14:30～16:00（90分間）

7. 記念講演（市民三学大学講座）

演題：「気象に学ぶ～風災害と防災情報～」
講師：木原 実 氏（気象予報士・防災士）

第39回 袖ヶ浦市生涯学習推進大会実行委員 推薦依頼先

No.	選出 区分	依頼文書へ記載する宛名等			
		所 属 団 体	役職	氏名	推薦 人数
1	社会教育関係団 体の代表	袖ヶ浦市社会教育関係団体連絡協議会	会長	田中 雪夫	11
2	学 校 教 育 関 係 者	千葉県立袖ヶ浦高等学校	校長	佐藤 啓之	1
3		袖ヶ浦市小中学校長会	会長	弘中 邦典	1
4		蔵波台さつき幼稚園	理事長	中島 良樹	1
5	学 識 経 験 者	袖ヶ浦市社会教育委員	委員長	田中 雪夫	1
6		袖ヶ浦市公民館運営審議会	委員長	齋藤 隆彦	1
8		袖ヶ浦市郷土博物館協議会	委員長	伊藤 誠	1
9		袖ヶ浦市立図書館協議会	委員長	吉村 真理子	1
10		袖ヶ浦市スポーツ推進委員協議会	会長	鈴木 和義	1
11		袖ヶ浦市青少年相談員連絡協議会	会長	江澤 将範	1
12		袖ヶ浦市社会福祉協議会	会長	小島 直子	1
13	自治 連 関 係 者	袖ヶ浦市自治連絡協議会	会長	西田 隆司	1
				実行委員 合計	22

生涯学習推進大会における社会教育功労感謝状の贈呈要項

1. 目的

袖ヶ浦市生涯学習推進大会を記念して、社会教育・社会体育に貢献した個人又は団体に対して教育長名での感謝状を贈り、その労をねぎらうと共に、今後の市生涯学習の推進を図る。

2. 贈呈の基準

次の各項のいずれかに該当するもので、市内の生涯学習推進に熱意をもってあたり、その実績が顕著で他の模範となる個人及び団体を対象とする。

ただし、過去において、社会教育・社会体育活動関係で国・県・君津地方・本市等で表彰を受けた個人及び団体は対象外とする。

なお、団体に公民館登録サークルは含めないものとする。

- (1) 市社会教育機関、社教連協加盟団体の活動者で、役員として10年以上の活動期間を持つもの
- (2) 市社会教育機関、社教連協加盟の団体で、10年以上の活動期間を持つもの
- (3) 前各項に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めたもの

3. 推薦の手続き

市社会教育機関及び社教連協加盟団体の長は、贈呈候補者について次の各項に留意し、袖ヶ浦市教育委員会教育長に推薦するものとする。

- (1) 各団体よりの推薦は原則として1名又は1団体までとする。
- (2) 被推薦者及び被推薦団体の活動期間の積算は、当該年度の1月末までで行うものとする。
- (3) 個人において、2つ以上の団体で役員として活動し、その合計年数が10年以上の場合は、重複する活動年数は加算しないこととする。

4. 被贈呈者の決定

推薦を受け、学校教育及び社会教育の関係者で構成される選考委員会の審議を経て、教育長が決定するものとする。

5. 贈呈時期

袖ヶ浦市生涯学習推進大会の開会行事の席で行う。

第39回 袖ヶ浦市生涯学習推進大会感謝状贈呈候補者推薦依頼先

No.	推 薦 依 頼 団 体	役職	代 表 者	文書配付先
1	袖ヶ浦市社会教育委員	委員長	田中 雪夫	生涯学習課
2	袖ヶ浦市公民館運営審議会	委員長	齋藤 隆彦	市民会館
3	袖ヶ浦市文化財審議会	会長	山田 常雄	生涯学習課
4	袖ヶ浦市郷土博物館協議会	委員長	伊藤 誠	郷土博物館
5	袖ヶ浦市立図書館協議会	委員長	吉村 真理子	中央図書館
6	袖ヶ浦市スポーツ推進委員協議会	会長	鈴木 和義	スポーツ振興課
7	袖ヶ浦市青少年相談員連絡協議会	会長	江澤 将範	生涯学習課
8	袖ヶ浦市PTA連絡協議会	会長	河野 裕一郎	社教連協
9	袖ヶ浦市スポーツ協会	会長	稲毛 博夫	社教連協
10	袖ヶ浦市文化協会	会長	稲垣 昭彦	社教連協
11	袖ヶ浦市子ども会育成会連絡協議会	会長	田中 雪夫	社教連協
12	袖ヶ浦市ボーイスカウト育成会	会長	出口 清	社教連協
13	ガールスカウト千葉県第87団育成会	会長	武藤 光夫	社教連協
14	袖ヶ浦市レクリエーション協会	会長	伊藤 和雄	社教連協
15	袖ヶ浦市少年野球連盟	会長	大友 省三	社教連協
16	袖ヶ浦市サッカー協会	会長	林 一賀	社教連協
17	ターゲットバードゴルフ協会	会長	石渡 眞	社教連協
18	袖ヶ浦市音楽協会	会長	早川 敦	社教連協
19	ひよこの会	会長	佐藤 博子	生涯学習課
20	袖ヶ浦市民会館	館長	大田 知司	同 左
21	袖ヶ浦市平川公民館	館長	齊藤 秀夫	同 左
22	袖ヶ浦市長浦公民館	館長	須田 紀子	同 左
23	袖ヶ浦市根形公民館	館長	加藤 宏明	同 左
24	袖ヶ浦市平岡公民館	館長	鹿嶋 章夫	同 左
25	袖ヶ浦市中央図書館	館長	塩谷 利之	同 左
26	袖ヶ浦市郷土博物館	館長	西原 崇浩	同 左
27	スポーツ振興課	課長	鈴木 靖彦	同 左

袖ヶ浦市生涯学習推進大会感謝状被贈呈者一覧(昭和61年～)

昭和 61 年度

【個人】

生野 隆 (体育協会)
 小林 とみ (平川みのり会)
 柴崎 幸雄 (青少年相談員)
 山口 直彦 (文化財審議会)

遠藤 丈太郎 (公民館運営審議会)
 佐久間 信一 (文化協会)
 山口 和江 (社会教育委員・婦人会)

【団体】

神納第1子ども会育成会

昭和 62 年度

【個人】

伊井 勝美 (少年野球連盟)
 近藤 芳男 (文化財審議会)
 田上 夫三 (ボーイスカウト育成会)
 丹治 一 (文化協会)
 前田 ちえ (婦人会)

榎本 淳二郎 (子ども会育成会連絡協議会)
 柴崎 操 (平川みのり会)
 田村 満廣 (社会教育委員・体育協会)
 萩原 美佐雄 (青少年相談員)

昭和 63 年度

【個人】

安達 功 (青少年相談員)
 後出 成公 (子ども会育成会連絡協議会)
 葛田 雪枝 (平川みのり会)
 鈴木 六郎 (文化財審議会)
 高品 賢三 (少年野球連盟)
 御園生 晴枝 (文化協会)

阿津 清 (老人クラブ連合会)
 内海 茂美 (体育協会)
 杉山 誠也 (体育指導委員協議会)
 関 文子 (図書館協議会)
 高橋 よね子 (婦人会)

平成 元 年度

【個人】

在原 武夫 (図書館協議会)
 石川 安三 (町民会館高齢者教室)
 近藤 勝也 (公民館運営審議会)
 十枝 しず江 (子ども会育成会連絡協議会)
 堀 博憲 (ボーイスカウト育成会)
 山本 清二 (体育協会)

池田 イノ (平川みのり会)
 亀井 いし (婦人会)
 鈴木 和義 (体育指導委員協議会)
 仲田 豊 (文化協会)
 茂木 好明 (青少年相談員)

【団体】

SSBC (少年野球連盟)

平成 2 年度

【個人】

石井 正信 (PTA連絡協議会)
 江藤 二世 (文化協会)
 置田 和子 (公民館運営審議会)
 小林 悦子 (社会教育委員)
 地曳 春吉 (高齢者教室)
 高山 洋子 (ガールスカウト千葉県第87団)

榎本 和之 (体育協会)
 尾田 洋二 (子ども会育成会連絡協議会)
 金子 龍子 (婦人会)
 斉藤 哲郎 (ボーイスカウト育成会)
 鈴木 登 (レク指導者クラブ)
 谷萩 藤嗣 (文化財審議会)

【団体】

久保田ロングス (少年野球連盟)

平成 3 年度

【個人】

井上 純子 (市民会館社会教育推進員)
 石井 やよい (文化協会)
 大木 茂 (体育指導委員協議会)
 切替 真佐 (平川みのり会)
 杉山 誠也 (体育協会)
 高崎 繁雄 (文化財審議会)

出口 文子 (平岡公民館社会教育推進員)
 中山 明 (青少年相談員)
 西宮 幸江 (子ども会育成会)
 間山 和子 (婦人会)
 森脇 幹二 (レク指導者クラブ)
 和田 正憲 (社会教育委員)

平成 4 年度

【個人】

阿津 和夫 (体育協会)
相川 陽一 (社会教育委員)
伊藤 和雄 (レク指導者クラブ)
井上 洋 (子ども会育成会)
大畑 寿秋 (ボーイスカウト育成会)
近藤 繁雄 (青少年相談員)

鈴木 富美子 (平川みのり会)
土井 恒明 (少年野球連盟)
成松 末吉 (文化協会)
細野 あつ子 (平岡公民館社会教育推進員)
山口 ひろ子 (婦人会)

【団体】

小路クラブ (ゲートボール協会)

平成 5 年度

【個人】

在原 不二男 (郷土博物館事業協力者)
石井 き久子 (文化協会)
内海 茂 (平川修道会)
金子 幸宏 (子ども会育成会連絡協議会)
杉山 嘉代 (平川みのり会)
宿出 恭子 (平川公民館社会教育推進員)

福原 とめ (婦人会)
三浦 信比古 (ボーイスカウト育成会)
山口 壱弘 (青少年相談員)
渡辺 正美 (体育指導委員協議会)
故・神田 五郎 (根形公民館・特別感謝状)
花澤 明 (体育協会)

【団体】

袖ヶ浦ミラクル (少年野球連盟)

袖ヶ浦市ゲートボール協会

平成 6 年度

【個人】

天羽 靖夫 (ボーイスカウト育成会)
神崎 隆祥 (青少年相談員)
小嶋 安子 (婦人会)
篠崎 龍夫 (少年野球連盟)
田原 正直 (子ども会育成会)
野中 徹 (文化財審議会)
宮崎 悟 (市民会館社会教育推進員)
山田 邦貴 (少年サッカー連盟)

在原 武夫 (文化協会)
北見 かつ子 (郷土博物館社会教育推進員)
猿渡 綾子 (平川みのり会)
鈴木 鑛 (平川修道会)
田村 勲 (体育指導委員協議会)
新関 學 (体育協会)
山口一夫 (レク指導者クラブ)

【団体】

平川東部土地改良区 (平川公民館事業協力者)

平成 7 年度

【個人】

故・仲田 豊 (文化協会・特別感謝状)
大串 智恵子 (ガールスカウト千葉県第87団)
関 勝江 (婦人会)
高橋 藤松 (ゲートボール協会)
中山 正次 (郷土博物館事業協力者)
星 興治 (体育協会)
松本 豊子 (PTA連絡協議会)

池田 隆 (少年サッカー連盟)
小野 進 (体育指導委員協議会)
猿渡 友幸 (子ども会育成会連絡協議会)
鳥海 愛子 (平川みのり会)
長谷川 一雄 (青少年相談員)
細川 泰敬 (ボーイスカウト育成会)
吉岡 元行 (レクリエーション協会)

【団体】

神納フレンズ (少年野球連盟)

平成 8 年度

【個人】

加藤 和子 (PTA連絡協議会)
小桜 良助 (少年サッカー連盟)
酒井 良知 (子ども会育成会連絡協議会)
篠原 基子 (平川みのり会)
多田 善信 (文化協会)

畑 清 (少年野球連盟)
福原 孝彦 (体育協会)
松本 正子 (婦人会)
百瀬 まゆみ (ガールスカウト千葉県第87団)
山田 常雄 (文化財審議会)

平成 9 年度

【個人】

飛鳥井 博 (平岡公民館社会教育推進員)
志津 弘子 (スポーツクラブ育成団体)
住母家 喜代美 (体育協会)
田島 典子 (レクリエーション協会)
山田 三治 (文化協会)

小倉 信子 (婦人会)
鈴木 音三 (子ども会育成会連絡協議会)
高石 美代子 (市民会館社会教育推進員)
根本 千早 (平川みのり会)

【団体】

蔵波ジャガーズ (少年野球連盟)

平成 10 年度

【個人】

安孫子 素子 (子ども会育成会連絡協議会)
檜田 恭二 (少年野球連盟)
川瀬 雅雄 (体育協会)
葛田 貞夫 (ゲートボール協会)
小島 直子 (ガールスカウト千葉県第87団)
鈴木 君子 (市民会館社会教育推進員)

鈴木 サダ子 (文化協会)
関 明正 (社教連協)
中野 イチ (平川みのり会)
前上 忠 (ボーイスカウト育成会)
山口 進 (スポーツ・レクリエーション振興会連合会)
渡辺 喜美子 (根形公民館社会教育推進員)

平成 11 年度

【個人】

池谷 利昭 (青少年相談員)
小早川 千衣 (中央図書館社会教育推進員)
鈴木 靖夫 (少年野球連盟)
松本 努 (子ども会育成会連絡協議会)
山口 孝 (体育協会)

石黒 陽子 (文化協会)
柴崎 嘉一郎 (体育指導員協議会)
松崎 典子 (平川公民館社会教育推進員)
水戸 誠 (根形公民館社会教育推進員)
山口 泰子 (ガールスカウト千葉県第87団)

平成 12 年度

【個人】

石川 滉 (平川公民館事業協力者)
上村 篤 (体育指導委員協議会)
庄司 良子 (ガールスカウト千葉県第87団)
田中 雪夫 (子ども会育成会連絡協議会)
福原 恵子 (体育協会)

伊藤 景子 (中央図書館社会教育推進員)
河内 ちよ子 (郷土博物館社会教育推進員)
高橋 佳代子 (文化協会)
二宮 義文 (少年野球連盟)
溝口 正行 (青少年相談員)

平成 13 年度

【個人】

稲毛 博夫 (体育協会)
川島 幸次 (PTA連絡協議会)
柴崎 桂二郎 (子ども会育成会連絡協議会)
鈴木 光男 (青少年相談員)
西原 千草 (ガールスカウト千葉県第87団)
吉田 千代子 (郷土博物館社会教育推進員)

圓東 克典 (レクリエーション協会)
後藤 義幸 (体育指導委員協議会)
實川 憲司 (少年野球連盟)
高橋 上 (ゲートボール協会)
林 一賀 (サッカー連盟)

平成 14 年度

【個人】

伊藤 功 (サッカー連盟)
尾島 昌夫 (体育指導委員協議会)
切替 麗子 (文化協会)
高田 幸司 (ボーイスカウト育成会)
永島 伸介 (少年野球連盟)
細田 秋子 (ガールスカウト千葉県第87団)
三簾 幸男 (子ども会育成会連絡協議会)

尾島 和子 (郷土博物館社会教育推進員)
神崎 保 (音楽協会)
斉藤 イキ子 (図書館協議会)
田中 勝洋 (体育協会)
橋本 千津 (根形公民館社会教育推進員)
松本 秀子 (市民会館社会教育推進員)
山田 孝 (博物館協議会)

平成 15 年度

【個人】

秋葉 きくゑ (市民会館社会教育推進員)
岡上 敦子 (体育指導委員協議会)
木村 利夫 (文化財審議会)
篠田 実男 (少年サッカー連盟)
西田 宣人 (体育協会)
遊佐 三歳 (ゲートボール協会)

大河原 敏雄 (音楽協会)
加藤 俊治 (子ども会育成会連絡協議会)
桑原 美枝子 (根形公民館社会教育推進員)
鈴木 伸子 (図書館社会教育推進員)
宮田 真一 (少年野球連盟)

平成 16 年度

【個人】

阿部 さよ子 (中央図書館社会教育推進員)
古川 正夫 (体育指導委員協議会)
有原 敏夫 (公民館運営審議会)
鶴本 隆 (少年サッカー連盟)
伊藤 榮二 (体育協会)
阿部 忠造 (ゲートボール協会)

長谷川 由紀子 (文化協会)
夜久 都美子 (子ども会育成会連絡協議会)
伊藤 妙子 (市民会館社会教育推進員)
長崎 容子 (長浦公民館社会教育推進員)
飯塚 教夫 (少年野球連盟)
渡辺 町子 (ガールスカウト)

【団体】

袖ヶ浦交響楽団 (音楽協会)

平成 17 年度

【個人】

石木 貴子 (体育指導委員協議会)
伊藤 誠 (昭和地区住民会議)
笠原 忠夫 (青少年相談員)
小峰 未行 (少年野球連盟)
勝呂 和彦 (子ども会育成会連絡協議会)
中山 政雄 (文化協会)
山下 政一 (平岡地区住民会議)

市瀬 幸子 (ガールスカウト千葉県第87団)
井上 久子 (社会教育委員)
片桐 佐苗 (体育協会)
坂井 春行 (ゲートボール協会)
中山 啓一 (平川公民館事業協力者)
山崎 悦子 (ボーイスカウト育成会)
良本 ユリ子 (長浦公民館社会教育推進員)

【団体】

アルテリーベ (音楽協会)

長浦サッカークラブ (少年サッカー連盟)

平成 18 年度

【個人】

石川 昭次 (文化協会)
五十嵐 加代 (ボーイスカウト育成会)
稲葉 真理子 (根形公民館社会教育推進員)
小野 かおる (長浦公民館社会教育推進員)
黒田 暁子 (ガールスカウト千葉県第87団)
小藤田 正義 (レクリエーション協会)

酒井 祐美 (ゲートボール協会)
鈴木 仲秋 (文化財審議会)
鶴岡 一男 (青少年相談員)
友田 賢司 (子ども会育成会連絡協議会)
畠山 真一 (体育協会)
渡辺 芳美 (少年野球連盟)

【団体】

三曲睦会 (音楽協会)

平成 19 年度

【個人】

秋元 幸江 (長浦公民館社会教育推進員)
伊豆 和代 (ガールスカウト千葉県第87団)
重田 郁夫 (音楽協会)
田中 明示 (ボーイスカウト育成会)

荒井 義郎 (少年野球連盟)
遠藤 與志郎 (体育協会)
高橋 ケイ (ゲートボール協会)
堀口 静 (子ども会育成会)

平成 20 年度

【個人】

古賀 実生 (図書館協議会)
白石 京子 (レクリエーション協会)
田中 禎 (子ども会育成会)
堀江 勝 (体育指導委員協議会)

境屋 邦夫 (少年野球連盟)
林 郁子 (長浦公民館)
平戸 喜美子 (平川みのり会)
横田 建三 (体育協会)

【団体】

蔵波FC (サッカー協会)
童謡を歌う会「さくらんぼ」 (音楽協会)

むかしむかしの会 (中央図書館)

平成 21 年度

【個人】

田村 静子 (郷土博物館協議会)
山本 透 (青少年相談員)
小島 美和子 (子ども会育成会)
藤野 治美 (少年野球連盟)
柳瀬 なつ子 (市民会館社会教育推進員)
五十嵐 静男 (長浦地区住民会議)

小泉 和美 (青少年相談員)
山本 俊久 (体育協会)
庄司 幸雄 (ボーイスカウト育成会)
坂倉 保 (ゲートボール協会)
田川 匡代 (長浦公民館社会教育推進員)

【団体】

女声合唱団カリヨン (音楽協会)

平成 22 年度

【個人】

長谷川 英範 (社会教育委員)
藤谷 進 (体育指導委員協議会)
鈴木 志津子 (文化協会)
野中 浩章 (ボーイスカウト育成会)
大友 省三 (少年野球連盟)
中根 幸子 (根形公民館社会教育推進員)
大矢 則子 (中央図書館社会教育推進員)

村上 淑子 (図書館協議会)
山下 勇 (体育協会)
石井 敏一 (子ども会育成会連絡協議会)
藤嶋 よしえ (ガールスカウト千葉県第87団)
松永 敬一 (平川公民館社会教育推進員)
御園 由美子 (平岡公民館社会教育推進員)

平成 23 年度

【個人】

岡田 真一 (体育協会)
中川 由美 (子ども会育成会連絡協議会)
伊藤 昭彦 (少年野球連盟)
小原 政子 (根形公民館社会教育推進員)
柴崎 栄利子 (平岡公民館社会教育推進員)

五十嵐 和子 (袖ヶ浦市文化協会)
相原 鶴代 (ボーイスカウト育成会)
山崎 和子 (平川公民館社会教育推進員)
鶴岡 美紀子 (平岡公民館社会教育推進員)
大地 紀和子 (保育ボランティア)

【団体】

袖ヶ浦市ジュニアオーケストラ (袖ヶ浦市音楽協会)

平川サッカークラブ (袖ヶ浦市サッカー協会)

平成 24 年度

【個人】

刃田 充浩 (公民館運営審議会)
友田 道生 (体育協会)
岡田 康 (少年野球連盟)
岡田 良平 (ゲートボール協会)
渡部 淳子 (保育ボランティア)

野中 美和 (ボーイスカウト育成会)
佐久間 明子 (子ども会育成会連絡協議会)
渡邊 武比古 (サッカー協会)
石渡 眞 (ターゲットバードゴルフ協会)
長谷川 幸子 (中央図書館社会教育推進員)

【団体】

童謡を歌う会タンボポ (音楽協会)

平成 25 年度

【個人】

風間 昭治 (体育協会)
在原 秀輝子 (文化協会)
渡邊 治 (少年野球連盟)
西川 順子 (保育ボランティア)

菊池 礼美 (ボーイスカウト育成会)
佐野 直子 (ガールスカウト千葉県第87団)
藤江 千秋 (社会教育委員)
岡田 洋三 (長浦公民館社会教育推進員)

【団体】

コールわかば (音楽協会)

平成 26 年度

【個人】

小野 繁忠 (体育協会)
石井 幸子 (子ども会育成会連絡協議会)
佐々木 照男 (少年野球連盟)
三股 道子 (保育ボランティア)

藤江 正子 (文化協会)
竹内 一夫 (ボーイスカウト育成会)
宮田 勝三 (少年野球連盟)

【団体】

昭和サッカークラブ (サッカー協会)
袖ヶ浦市郷土博物館友の会 (郷土博物館)

おこと楽坊 (音楽協会)
袖ヶ浦社会体育公認指導員会 (体育振興課)

平成 27 年度

【個人】

笠島 正光 (体育協会)
葉岡部 循一 (子ども会育成会連絡協議会)
金子 恵美子 (ガールスカウト千葉県第87団)
千葉 則光 (少年野球連盟)
鈴木 清子 (保育ボランティア)
柳瀬 芳枝 (市民会館社会教育推進員)

多田 一子 (文化協会)
塚本 幸子 (ガールスカウト千葉県第87団)
佐久間 務 (少年野球連盟)
渡辺 茂人 (青少年相談員)
大隈 公子 (保育ボランティア)

【団体】

袖ヶ浦市立図書館おはなし会ボランティア (中央図書館)

保育ボランティアグループ「ひよこの会」 (生涯学習課)

平成 28 年度

【個人】

関崎 通郎 (図書館協議会)
二本柳 俊恵 (スポーツ推進委員協議会)
西川 三郎 (体育協会)
土師 宏美 (文化協会)
吉野 美登利 (子ども会育成会連絡協議会)
望月 利一 (ボーイスカウト育成会)

佐々木 博憲 (少年野球連盟)
杉本 克己 (少年野球連盟)
中山 敏男 (ターゲット・バードゴルフ協会)
初澤 美智子 (保育ボランティア)
鈴木 利夫 (平川公民館社会教育推進員)
大野 光枝 (平川公民館社会教育推進員)

【団体】

袖ヶ浦アトレチコフットボールクラブ (サッカー協会)

平成 29 年度

【個人】

佐々木眞由美 (社会教育委員)
伊藤 嘉彦 (体育協会)
山崎 善博 (スポーツ推進員協議会)
茂木 晴夫 (少年野球連盟)
清藤 一栄 (サッカー協会)
野村 和美 (ターゲット・バード・ゴルフ協会)
今井 恵子 (中央図書館社会教育推進員)

成田 篤彦 (文化財審議会)
降矢 靖一 (文化協会)
征矢 真理子 (子ども会育成会連絡協議会)
川名 義則 (少年野球連盟)
古関 晴子 (保育ボランティア)
吉田 良美 (平川公民館社会教育推進員)
大沼 裕子 (市民会館社会教育推進員)

平成 30 年度

【個人】

梶原 正方 (文化財審議会)
安土 敏夫 (スポーツ推進員協議会)
堀川 靖明 (青少年相談員)
重田 克己 (青少年相談員)
田村 幸之助 (体育協会)
笹貫 忠彦 (文化協会)
佐藤 優子 (子ども会育成会連絡協議会)

渡部 素明 (少年野球連盟)
蔭山 隆二 (少年野球連盟)
春山 信之 (サッカー協会)
仲村 暢純 (ターゲット・バード・ゴルフ協会)
山本 節子 (ひよこの会)
鳥飼 知子 (社会教育推進員)
榎本 今日子 (社会教育推進員)

令和 元 年度

【個人】

仲田 和弘 (体育協会)
大岩 二三雄 (文化協会)
諸見里 義 (子ども会育成会連絡協議会)
土屋 和敏 (少年野球連盟)
小関 悟 (少年野球連盟)
百瀬 知信 (サッカー協会)

千田 政章 (ターゲットバードゴルフ協会)
宮崎 祐二 (スポーツ推進委員協議会)
石井 ゆみ子 (「ひよこの会」)
高橋 克 (文化財審議会)
高橋 千登世 (社会教育推進員(中央図書館))

令和 2 年度

【個人】

天野 恵子 (スポーツ推進委員協議会)
林 芳喜 (体育協会)
豊島 久美子 (文化協会)
加藤 広 (子ども会育成会)
甲斐 誠二 (少年野球連盟)

吉川 光宏 (少年野球連盟)
山口 紀和 (サッカー協会)
加藤 和子 (袖ヶ浦市音楽協会)
佐藤 志津子 (社会教育推進員(中央図書館))

令和 3 年度

【個人】

花沢 克典 (スポーツ協会)
内藤 一恵 (子ども会育成会連絡協議会)
福原 勝己 (少年野球連盟)
江崎 智美 (青少年相談員)
笈川 真由美 (ガールスカウト千葉県第87団)
和田 幸子 (社会教育推進員(中央図書館))

内藤 和代 (文化協会)
宮本 政伸 (少年野球連盟)
小野 広行 (サッカー協会)
若林 博之 (スポーツ推進委員協議会)
吉留 美智 (社会教育推進員(市民会館))

【団体】

袖ヶ浦混声合唱団 (音楽協会)

令和 4 年度

【個人】

鶴岡 一男 (スポーツ推進委員協議会)
望月 幸櫻 (袖ヶ浦市スポーツ協会)
末吉 幸夫 (スポーツ協会)
白川 泰子 (文化協会)
鳥澤 美和子 (子ども会育成会連絡協議会)

曳地 公一 (少年野球連盟)
廣神 智温 (少年野球連盟)
青木 喜代子 (ひよこの会)
大島 裕子 (社会教育推進員(平川公民館))

【団体】

長浦マンドリンアンサンブル (袖ヶ浦市音楽協会)

ブックスタートボランティア (中央図書館)

報告・連絡（１）各種事業の実施結果について

第28回そでがうらわんぱくクエスト事業報告

1. キャッチフレーズ

「自分を磨け！～そでがうら文化・歴史再発見！～」

2. 目的

市内2泊3日のグループ活動を通して、学校、学年を超えた仲間と協力しながら、自分たちで考えた様々な体験を行うことにより、協調性、忍耐力、自ら考え行動する力を身につけることを目指す。

3. 実施期間

・令和5年7月26日（水）～7月28日（金）2泊3日

4. 参加者数

・41名（小学生36名 中学生5名）



5. 活動の特徴

- ・市内2泊3日、公共施設に宿泊するなど感染対策に配慮した内容とし、熱中症対策として参加者のアイシングを行った。
- ・出発式後、市内のスタート地点にバスで輸送し、それぞれ希望した場所からのスタートとした。
- ・参加者は男女別で6～7人一組の班を作り、袖ヶ浦市の文化・歴史を感じながら、様々な体験を行なった。（参加者41名）
- ・野外や古民家などで寝泊まりしたり、火起こしをした火で調理したり、普段体験できないことに挑戦した。

6. 主な活動場所

- ・郷土博物館（体験活動・ナイトミュージアム・火起こし体験）・旧進藤家住宅（宿泊・休憩）
- ・ひらおかの里農村公園（宿泊・かまどを使用・ザリガニ釣り・水遊び）
- ・ガウランド（風呂・休憩）・根形公民館（出発式・到着式）・社会教育施設（公民館等）（休憩）
- ・袖ヶ浦公園（遊び）・百目木公園（遊び・プール）・真光寺（収穫体験）・奥野牧場他（見学）

7. アンケート結果より

- ①「袖ヶ浦の文化歴史にふれることができましたか？」 とてもできた30% できた63% あまりできなかった7%
- ②「参加して良かったですか？」 よかった（参加者100% 保護者100%）
- ③「2泊3日はどうでしたか？」 ちょうどよい70% 短い23% 長い3%
- ④「行動範囲はどうでしたか？」 ちょうどよい67% 狭いほうがよい7% もっと広いほうがよい27%

8. 参加者・保護者コメント（感想文・アンケートより）

- わんぱくにたずさわったたくさんの方に支えられ無事にゴールできた事、感謝の気持ちでいっぱいです。本当に本当にありがとうございました。今年は私にとって小学生最後の夏休み。仲間との絆もでき、私自身すごく成長することができ貴重な体験をさせていただきました。いつかボランティアやカウンセラーの立場でまた参加したいと強く思いました。このわんぱくクエストがずっと続きますように…。（参加者）
- ひとりでは、できないことも多いけど、力を合わせればできることも多くなると思いました。誰かを助けられるように、ぼくはどんなこともあきらめないで、最後までやり切る人になりたいと思いました。（参加者）
- わんぱくクエストを通して、家で普通にベッドで寝たり、ご飯を作ってもらったり、お風呂に入れたりできていることがとてもありがたく感じました。そして、最初は不安だった仲間とも楽しく過ごせたことや、僕達が安全に行動できるように見守ってくれたカウンセラーの方々にも本当にありがとうという気持ちでいっぱいになりました。（参加者）
- 市全体でわんぱくクエストを支えているのだなと子どもの話を聞いても感じました。ありがとうございました。（保護者）
- 我が子にも絶対経験させたいと思っていたので、本人がとても楽しんで参加してきたことを嬉しく思います。ゴールした時の誇らしげな顔は絶対忘れないです。（保護者）
- 袖ヶ浦市の未来を担う子供たちを、袖ヶ浦市に関わる大人たちでサポートし、子供たちが大人になった時今度はサポートする側になり恩返しができる、本当に良い企画だと思っています。（保護者）
- まず、虫や暑いのが苦手な娘がチャレンジする事に驚いたのですが、インスタで終始楽しんでる様子を見て参加者させて良かったなあって思いました。荷造りは私(母)任せでヤル気あるんか？(笑)って思いましたが親元を離れて過ごす事で気付きや子供達での料理など普段出来ない体験で心なしか成長した様に思います。何より私達家族も娘のいない食卓が寂しく感じ、改めて娘の存在感の大きさを感じました。（保護者）

生涯学習課文化振興班 事業報告

学校音楽鑑賞教室

日 時：令和5年9月14日（木）

場 所：午前 奈良輪小学校体育館、午後 昭和小学校体育館

参加者：奈良輪小学校 830人（参加者内訳）生徒791人 教職員39人

昭和小学校 720人（参加者内訳）生徒680人 教職員40人

内 容：小中学生に優れた音楽鑑賞の機会を提供することで、情操の涵養を図り、音楽活動への参加意欲を高めるために実施している事業になります。

千葉県交響楽団による演奏や楽器紹介、児童・生徒等の指揮者体験を実施し、参加者からは好評でした。



奈良輪小学校実施状況



昭和小学校実施状況

報告・連絡（２）今後の各種事業の実施予定について

第５２回袖ヶ浦市子どもスポーツ大会開催要項

- 1 趣 旨 青少年健全育成の一環として、市内小学生を一堂に集め、スポーツを通じて心身の健全な育成と交流・親睦を図る。
- 2 日 程 令和５年１０月２８日（土）※雨天中止
会 場 百目木公園（野球場・ソフトボール場）
- 3 大会日程
8：30 袖子連・青連協集合、打ち合わせ
9：15 参加者入場・受付開始
10：00～10：15 開会式
10：30～12：00 競技（１周目）
12：05～13：00 昼休憩
13：00～14：30 競技（２周目）
14：45～15：15 ミニゲーム
15：15～15：45 閉会式
- 4 種 目 グラウンドゴルフ
- 5 主 催 袖ヶ浦市青少年相談員連絡協議会・袖ヶ浦市子ども会育成会連絡協議会
後 援 袖ヶ浦市社会福祉協議会・青少年育成袖ヶ浦市民会議
袖ヶ浦市教育委員会
- 6 参加対象・登録
○市内在住の小学生
＜低学年の部＞：小学校１年生～３年生
＜高学年の部＞：小学校４年生～６年生
○子ども会単位、自治会単位（地区を基本とした団体単位）での申し込みに限らない。個人での申し込みも可能とする。
- 7 参加費 無料
- 8 表 彰
＜各学年＞
(1) 優 勝 1名（賞状・メダル）
(2) 準 優 勝 1名（賞状・メダル）
(3) 第 3 位 1名（賞状・メダル）
＜その他＞
(1) 参 加 賞 全員（記念タオル）
(2) 飛 び 賞 大会当日発表します
(3) 特 別 賞 トマリ（ホールインワン）達成者
(4) ミニゲーム

報告・連絡（２）今後の各種事業の実施予定について

９ 参加申込み方法および締切日

（１）申込み先

①教育委員会生涯学習課（市役所内）

Tel：６２－３７４３ Fax：６３－９６８０

E-mail：sode30@city.sodegaura.chiba.jp

②社会教育関係団体連絡協議会（市民会館内）

Tel：６２－３１３９ Fax：６２－４９５０

③市民会館及び各公民館

市民会館 Tel：６２－３１３５ Fax：６２－３１３８

長浦公民館 Tel：６２－５７１３ Fax：６０－１１３８

根形公民館 Tel：６２－６１６１ Fax：６２－６１６２

平岡公民館 Tel：７５－６６７７ Fax：７５－６８６２

平川公民館 Tel：７５－２１９５ Fax：６０－５００１

④チラシに掲載されている二次元コード

（２）提出書類

参加申込書

（３）締 切

令和５年１０月１９日（木）

１０ 選手について

（１）動きやすい服装を着用すること。

（２）タオル・水筒・昼食・レジャーシート等各自持参すること。

（３）携帯電話・金銭等の貴重品は各自で管理すること。

１１ 注意事項

（１）選手の健康管理に注意し、事故等があった際はケガの大小にかかわらず本部に知らせること。

（２）大会中のケガについては、主催者加入の保険の範囲内及び、応急処置以外の責任は一切負いません。

（３）選手・応援の輸送用車両の事故及び管理について、各自責任を持つこと。

（４）ゴミは持ち帰ること。（途中のゴミステーション等に捨てないこと）

生涯学習課文化振興班 今後の事業予定

第36回袖ヶ浦美術展

日 時：令和5年11月15日（水）～11月26日（日）

会 場：根形公民館

多目的ホール（絵画・書道）、視聴覚室（工芸）、講義研修室（写真）

出 品 数：合計158点（前回比3）

絵画 52点（前回比▲1）

書道 40点（前回比＋2）

工芸 37点（前回比±0）

写真 29点（前回比＋2）

※出品数は現時点での予定数のため、変更する可能性があります。

ギャラリートーク

日 時：11月25日（土）10時～12時（受付9時30分から）

※入場無料・申込み不要

会 場：根形公民館各展示室

講 師：絵 画：中島敏明氏

書 道：辻元大雲氏

工 芸：飯塚勝康氏

写 真：山口秀輝氏

絵画ワークショップ

日 時：11月25日（土）13時30分～15時

会 場：根形公民館アトリエ

対 象：小学生20名程度（事前申し込み）

内 容：高学年と低学年のグループに分かれ、各グループで1つの作品を仕上げ、
お互いの作品に対して感想等を交わす。



読書の秋! そうだ、図書館へ行こう!



イベントすべて
参加無料!

令和5年度 袖ヶ浦市立図書館



秋のトショロ月間

10月21日(土)~11月19日(日)



予約が必要なイベント

講座

そろそろ始める団塊ジュニアのための老後資金計画



団塊ジュニア世代(49~52歳)の方のための老後のマネープランを考える講座です。

(質疑応答15分を含む)

10月21日(土)午後2時~3時45分

講師: 田中 信之氏(金融広報アドバイザー)

場所: 3階視聴覚室

対象: 成人の方 定員: 80名

申し込み
QRコード



長浦

受付中

開催館	電話番号・住所
中央	0438-63-4646 坂戸市場1393-2(昭和小学校となり)
長浦	0438-64-1046 蔵波634-1(長浦公民館となり)
平川	0438-75-7392 横田115-1(平川公民館3階)
根形	0438-62-6163 下新田1277(根形公民館1階)
平岡	0438-75-6663 野里1563-1(平岡公民館1階)

中央

10/1~受付

文芸講座 吉村昭を読む ~現代文学におけるその役割~



申し込み
QRコード

『戦艦武蔵』や『破獄』などの作品で戦史文学や歴史小説の分野に新たな地平を開き、司馬遼太郎のライバルとも称された作家・吉村昭について、講演・講座の中で理解を深めます。

オープニング講演

11月1日(水) 午後2時~3時30分

講師: 谷口 桂子氏(作家・俳人)

演題: 吉村昭 作家として、夫として、父として

定員: 40名

連続講座(全4回)

11月8日(水)「映画化された吉村作品と動物文学」

11月15日(水)「吉村昭の戦史文学」

11月22日(水)「吉村昭の歴史小説」

11月29日(水)「吉村昭の描くフィクション」

各回とも午後2時~3時30分

講師: 桑原 文明氏(吉村昭文学資料館館長)

定員: 40名

場所: 2階視聴覚ホール 対象: 成人の方

中庭イベント

10月29日(日)

青空かみしばい劇場

中庭で紙芝居やパネルシアターが楽しめます。

①午後1時30分~2時

②午後2時15分~2時45分

場所: 中庭 ※雨天の場合は室内

定員: 16名



ハロウィン工作教室

ハロウィンの帽子や小物などを作ります。

①午後1時30分~2時

②午後2時15分~2時45分

場所: 2階視聴覚ホール 定員: 24名



申し込み
QRコード

対象: 3歳から小学生の子どもとその保護者

予約が不要なイベント



気軽に遊びに来てね♪

長浦

朗読サークル『萌』

枕草子から絵本まで

枕草子やスーホの白い馬などの作品の朗読を行います。

10月28日(土)

午後1時30分~3時30分

出演: 朗読サークル『萌』

場所: 3階視聴覚室

対象: 成人の方 定員: 60名



長浦

むかしむかしの会

大人のためのお話し会

普段子どもたちに語っている昔話や創作のお話で、大人が聞いても楽しいお話を語ります。

11月3日(金・祝)

午後1時30分~2時30分

語り手: むかしむかしの会

場所: 3階視聴覚室

対象: 4歳の子どものからどなたでも

定員: 60名



根形

平岡

すきすき絵本タイム

個別に絵本の読み聞かせを行います。

11月4日(土) 平岡公民館図書室

11月5日(日) 根形公民館図書室

午前10時~正午(出入自由)

場所: ふれあい読書コーナー

対象: 0歳から6歳の子どものとその保護者



長浦

おかのうえ人形劇団とあそぼう

11月11日(土)



展示(出入自由)

普段人形劇で使用している人形などを展示します。

午前10時~12時30分

人形劇

5分程度の短い人形劇などを上演します。

①午前11時5分~11時20分

②午前11時50分~12時5分



上演: おかのうえ人形劇団

場所: 3階大会議室 対象: どなたでも

※当日は「えほんのひろば」(要予約)もあります。

11月4日(土)・5日(日)は市民会館、根形・平岡公民館で、
11月18日(土)・19日(日)は長浦・平川公民館で
公民館まつりを開催します。

19日は平川図書館で「えほんのひろば」(要予約)もあるので、あわせてお楽しみください！



秋の名画鑑賞会



対象は
成人の方

開催日	会場	上映作品	原作・監督・出演
10月26日(木) 午前10時~12時10分	中央 2階 視聴覚ホール 定員: 50名	ベイビー・ブローカー 2022年*字幕あり	監督: 是枝裕和 出演: ソン・ガンホ ほか
11月8日(水) 午前10時~11時35分	長浦 3階 視聴覚室 定員: 120名	最高の人生のつくり方 2014年*字幕あり	監督: ロブ・ライナー 出演: マイケル・ダグラス ほか
11月16日(木) 午前10時~12時10分	中央 2階 視聴覚ホール 定員: 50名	すばらしき世界 2021年*字幕なし	監督: 西川美和 出演: 役所広司、仲野太賀 ほか

秋の読書マラソン大会

期間中に本を借りると自動エントリー！ゴールの30冊を目指して本を読もう！スマートフォンなどで図書館のHPにアクセスするほか、図書館内のOPAC（利用者用検索端末）でマイページを確認すると、読んだ冊数、順位などがわかります。

期間：10月21日（土）～11月19日（日）

場所：全ての図書館・公民館図書室 ※電子図書館での貸出分は対象外です。

対象：袖ヶ浦市立図書館の資料利用券をお持ちの方



マイページの
QRコード



中央

長浦

平川

イチオシ本のPOPを書こう！

あなたの好きな本を紹介するPOP（ポップ）を書いて紹介しませんか？作成したPOPは図書館や図書館HPなどに掲示します。



対象：中学生、高校生

募集期限：11月19日（日）

（昨年度の袖高生の作品）

掲示期間：10月21日（土）～12月27日（水）

受取館：各図書館

※詳しくは図書館HPをご覧ください。

長浦

〈展示・貸出〉

こんな本もあったんだ！？

ちょっとマニアックな本たち



いつかは役に立つかもしれないアレの作り方の本、ちょっとマニアな図鑑など、図書館に隠れている本たちを司書が紹介します。ぜひお借りください！

期間：10月21日（土）～11月19日（日）

場所：カウンター前 対象：成人の方

平川

根形

平岡

《大人向け》本のおたのしみ袋

何が入っているかはお楽しみ。テーマをヒントに借りてみてください。思わぬ本との出会いがあるかもしれません！（なくなり次第終了）

期間：10月21日（土）～11月19日（日）

場所：平川図書館、根形・平岡公民館図書室内

対象：成人の方



平川

根形

平岡

トショロのまちがいさがし

2つのトショロの絵のちがうところをみつけて、カウンターにお持ちください。答えあわせをして、トショロシールをプレゼント！

期間：10月21日（土）～11月19日（日）

場所：平川図書館、根形・平岡公民館図書室内

対象：0歳からの子ども



根形

※公民館図書室は専任職員在室日に限ります。
在室日は左右のQRコードやHP等でご確認ください。



平岡

中央

図書館登録サークル展示 1階ラウンジ展示コーナー

サークル展示 やまゆり俳句会 9月30日（土）～10月9日（月・祝）午後3時

宇麻具多短歌会～つれづれに詠む～ 10月20日（金）正午～11月9日（木）午後3時

短歌そでがうら 詠草 11月10日（金）正午～11月29日（水）午後3時



他にもおはなし会など子どもイベントを開催しています。
子どもイベントの詳細や予約は右のQRコードや図書館ホームページでご確認ください。



子どもイベントページ
QRコード



秋のトショロ月間 イベント一覧

日にち	曜日	開催館	内容・時間
10月21日	土	長浦	14:00~15:45 講座そろそろ始める団塊ジュニアのための老後資金計画 ㊦〔予約受付中〕
10月22日	日	平川	おはなし会㊦★〔予約受付中〕 ①14:00~14:30 ②14:45~15:15
10月24日	火	中央	おひざにだっこのおはなし会㊦〔予約受付中〕 ①10:30~10:50 ②11:15~11:35
10月26日	木	中央	10:00~12:10 秋の名画鑑賞会「ベイビー・ブローカー」
10月28日	土	長浦	13:30~15:30 〔サークル発表〕枕草子から絵本まで
10月29日	日	中央	中庭イベント「青空かみしばい劇場」㊦★〔予約開始10/1〕 ①13:30~14:00 ②14:15~14:45
			中庭イベント「ハロウィン工作教室」㊦〔予約開始10/1〕 ①13:30~14:00 ②14:15~14:45
11月1日	水	中央	14:00~15:30 文芸講座「吉村昭を読む」(オープニング講演) ㊦〔予約開始10/1〕
11月3日	金・祝	長浦	13:30~14:30 〔サークル発表〕大人のためのお話し会
11月4日	土	平岡	10:00~12:00 すきすき絵本タイム(出入自由)
11月5日	日	根形	10:00~12:00 すきすき絵本タイム(出入自由)
11月8日	水	長浦	10:00~11:35 秋の名画鑑賞会「最高の人生のつくり方」
		中央	14:00~15:30 文芸講座「吉村昭を読む」(連続講座①)㊦〔予約開始10/1〕
11月11日	土	長浦	えほんのひろば㊦★〔予約開始10/1〕 ①10:30~11:00 ②11:15~11:45
			〔サークル発表〕おかのうえ人形劇団とあそぼう ①11:05~11:20 ②11:50~12:05 ※10:00~12:30人形展示(出入自由)
11月15日	水	中央	14:00~15:30 文芸講座「吉村昭を読む」(連続講座②)㊦〔予約開始10/1〕
11月16日	木	中央	10:00~12:10 秋の名画鑑賞会「すばらしき世界」
11月18日	土	中央	図書館でブックスタート㊦〔予約開始10/18〕 10:30~11:45※15分ごとに5枠
11月19日	日	平川	えほんのひろば㊦★〔予約開始10/1〕 ①10:30~11:00 ②11:15~11:45

㊦… 開催館に予約が必要なイベントです。

※当日、定員に空きがある場合は、予約していない方も参加できます。

★… 「トショロカード」がもらえるイベントです。5枚集めるとプレゼントがあります。



台風など悪天候が予想されるときなど、中止・延期になる場合があります。
最新の情報は図書館のホームページやX(旧ツイッター)などで確認してください。



ホームページの
QRコード



メールマガジンの
QRコード



X(旧ツイッター)の
QRコード



令和5年度企画展

袖ヶ浦 の 外来種

令和5年10月7日(土)～12月17日(日)

開館時間 9:00～17:00

休館日 月曜日(祝日の場合は翌日)

入館料 無料

袖ヶ浦市郷土博物館



千葉県袖ヶ浦市下新田1133
TEL.0438-63-0811 FAX.0438-63-3693

最近増えた
大きなチョウ

アカボシゴマダラ



令和5年度企画展

袖ヶ浦の外来種

豊かな緑と水辺が広がる袖ヶ浦には、たくさんの生き物たちが暮らしています。全国的に数を減らしている希少な生き物もたくさん見られますが、今や世界中で大問題になっている「外来種」も年々数を増やしています。

今回の企画展は、そんな袖ヶ浦の外来種をテーマにした展示です。どんな種類がいるのか、自然や人間にもたらす影響は何か、そして外来種とどう向き合うかについて紹介します。

ブームにのって
やってきた

オオクチバス



放した理由は
食べるため

ウシガエル



関連事業

展示解説会

10月15日(日)・11月19日(日)・12月9日(土)
各日13:30~
会場 2階特別展示室
申込不要

観察会

「里山を歩いて考えよう

—どう守る？袖ヶ浦の在来種—」

10月29日(日) 予備日11月11日(土)
9:00~12:00

会場 上総自然学校

定員 20名・要電話予約(申込先着順)

動きやすい服装、長靴、帽子をご持参ください。

甘い果物・野菜が
大好き！

イノシシ



アクセス

■電車をご利用の場合
JR内房線「袖ヶ浦駅」から日東バス「平川
行政センター」のぞみのバスターミナル行
『袖ヶ浦公園』下車
※土日祝日は「東京ドイツ村行」

■お車をご利用の場合
東関東自動車道館山線 姉崎袖ヶ浦ICから
約20分
アクアライン連絡道 袖ヶ浦ICから約15分



袖ヶ浦市郷土博物館

千葉県袖ヶ浦市下新田1133
TEL.0438-63-0811 FAX.0438-63-3693

第５８回千葉県社会教育振興大会開催要項

１ 趣 旨

社会教育は、昭和２４年の社会教育法制定以来、学校教育以外における学習の機会を提供し、個人の教養の向上や生活文化の振興のみならず、人々の信頼関係や相互支援の気風をつくるなど、生活基盤を形成する「学び」の実践を核とした地域づくりに寄与してきました。

今日、人生１００年時代、Society5.0^{※１}の到来、DX^{※２}の急速な進展、新型コロナウイルス感染症への対応など、社会は急速な変化を続けており、VUCA^{※３}の時代とも呼ばれる予測困難な時代を迎えています。また、人口減少、少子高齢化、核家族化、未婚化・晩婚化、これらを背景とした単身世帯や単身高齢者の増加といった社会環境の劇的な変化が進み、地域社会を支える地縁・血縁といった人と人との関係性や「つながり」は希薄化しています。

こうした社会の急速・複雑な変化への対応が求められる中、社会教育には、学校教育で取り扱われる内容の範疇に留まらない、社会の変化に即応した様々なテーマを幅広く学び、主体的に学ぶ意思を持ち、教え学び合う当事者となり、その学習の成果が地域における活動に還元されるような循環が生まれることが求められています。

そこで、社会教育委員をはじめ社会教育関係者が一堂に会し、「学びを通じた『人づくり・つながりづくり・地域づくり』の循環」をテーマに、社会教育の振興と生涯学習の推進に向けて研究を深めるとともに、一層の進展を目的として、本大会を開催します。

※１ Society5.0：サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)

※２ DX：「デジタルトランスフォーメーション」の略。デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。

※３ VUCA(ブーカ)：Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)の頭文字

２ テーマ 「学びを通じた『人づくり・つながりづくり・地域づくり』の循環」

３ 期 日 令和５年１０月４日（水）

※１ Society5.0：参考

４ 会 場 千葉県総合教育センター
（千葉県美浜区若葉２－１３）
メディア教育棟１階 大ホール



※２ DX：参考

５ 主 催 千葉県社会教育委員連絡協議会



６ 参加者 県内社会教育委員、事務担当者

※３ VUCA：参考

７ 日 程 受付 ９：３０～９：５０



○ 社会教育専門講座 １０：００～１１：３０

「生涯学習実践研修会」

講 師 法政大学教授 久井 英輔 氏

テーマ 学習成果を地域に生かす

(1) 開会行事 11:40～12:15

- ① 主催者挨拶
- ② 千葉県社会教育委員連絡協議会表彰
- ③ 被表彰者代表挨拶
- ④ 来賓祝辞
- ⑤ 祝電披露

～ 昼食・休憩 ～

(2) 事例発表 13:30～14:30

- ア 君津地区 「社会教育委員と職員で紡ぐ研修会」
発表者 君津市教育部生涯学習文化課
社会教育主事 柴田 学 氏
- イ 市原市 「いちほら市民大学での取り組み ～学びを活かす生涯学習～」
発表者 市原市社会教育委員会
委員長 大浦 善博 氏
市原市生涯学習センター
社会教育主事 松下 隼人 氏
- ウ 千葉市 「コロナ禍におけるオンライン事業の取り組みについて」
発表者 千葉市生涯学習センター
マネージャー 野 哲也 氏

※ 発表時間：各15分 質疑：各3分

(3) 分科会 14:45～16:00

- 第1分科会 「地域課題に向き合う社会教育委員と行政の連携」
- 第2分科会 「地域の学びを支える社会教育委員の取組」
- 第3分科会 「現代的課題解決のための社会教育委員の取組」

(4) 閉会行事 16:10～16:30

- ア 分科会報告
- イ 決議文採択
- ウ 閉会の言葉

8 参加費 1人 3,000円 (昼食代を含む)

9 その他

- (1) 各市町村とも多くの参加をお願いします。(表彰者を除く3～5名)
- (2) 駐車場については、他の研修等の状況により当日混雑することもありますので、時間に余裕をもってお越しください。

令和５年度 社会人権教育地区別研修会（市原・君津・安房地区）開催要項

- 1 目 的 人権が尊重される社会の実現のため、特に子供には幼児期から、生命の尊さや社会のルールに気付かせ、他人の痛みが理解できる心、違いを認め合いお互いを大切にする心など、豊かな情操や思いやりを学校や家庭、地域の中で育むことが重要である。子供たちの現状を踏まえ、人権の尊重及び保護の実現に向けて研修し、人権教育の充実を図る。
- 2 主 催 千葉県教育委員会
- 3 主 管 千葉県教育庁南房総教育事務所
- 4 開催方法 Zoom によるオンライン研修会及びオンデマンド動画配信
- 5 期 日 **【Zoom によるオンライン研修会】**
令和５年１０月２６日（木） １３時１５分から１５時００分まで

【オンデマンド動画配信】
令和５年１０月２０日（金）～１１月１７日（金）
- 6 参加対象 (１) 各市町教育委員会社会教育関係者（社会教育施設職員を含む）
(２) 各市町教育委員会学校教育関係者（幼・小・中学校の教職員を含む）
(３) 社会教育関係団体役員等（幼・小・中学校ＰＴＡ代表含む）
(４) 民生・福祉関係者
(５) テーマに関心のある方
- 7 配信内容 **【Zoom によるオンライン研修会】**
『講演』
演題：「拉致問題と人権」
講師：新潟産業大学 経済学部 特任教授 蓮池 薫 氏

【オンデマンド動画配信】
(１) 『主催者挨拶』
千葉県教育庁南房総教育事務所 指導室 室長 遠藤 秀夫

(２) 『千葉県の人権施策説明』
千葉県教育庁教育振興部
児童生徒安全課人権教育班 兼務 生涯学習課
指導主事 兼 社会教育主事 牧田 康弘
(３) 『拉致問題と人権をテーマとした蓮池氏へのインタビュー』
インタビュー
新潟産業大学 経済学部 特任教授 蓮池 薫 氏
インタビュアー
千葉県教育庁南房総教育事務所 指導室
社会教育主事 熊田 昭
- 8 そ の 他 (１) 動画は「千葉県公式セミナーチャンネル」を使用し、限定公開をする。
(２) Zoom ミーティングの URL、ミーティング ID・パスコード及び動画の URL は別途作成する開催案内に掲載し配付する。
(３) 一般の参加者については、「ちば電子申請システム」、メール、FAX により申込を受け付ける。

報告・連絡（５）令和５年度市民会館・公民館まつりについて

◆第３６回市民会館まつり

日 程 １１月４日（土）、１１月５日（日）

主 旨 市民だれもが郷土の芸術文化に親しみながら教養を高め、創造を培う場とする
とともに、市民会館利用団体等の活動成果の発表の場とする。併せて各種の催し
により、昭和地区住民の楽しい交流の場とする。

テ ー マ 『つながり、広げよう 地域の輪』

改善点等 従前、フリースペースを飲食スペースとしていたが、利用者が少なかったため、
「子どもの広場」として、子どもが回遊しながら楽しめるスペースに変更する。
その代替措置として、屋外の前庭広場内に飲食スペース用テントを設置する。

大ホール発表に係る荷物搬入車両について、昨年度は前庭広場内の通行により
危険であったため、市営球場３塁側駐車場に駐車することとし、大ホール裏手側
からの荷物搬入に統一する。

見どころ 「子どもの広場」の設置に加え、読み聞かせや親子工作、そして昨年度に引き
続いて「ガウラの古着屋さん」など、子どもはもちろん親子で楽しめるコーナー
を増やした。

作品展示・発表関係について、市民会館活動サークル等はもとより、昭和地区
の園児・児童・生徒の作品展示スペースを設け、大ホール発表については、１日
目が児童等による合唱・演奏を行い、２日目は市民会館活動サークル等が演奏・
発表を行う。

◆第３５回平川公民館まつり

日 程 １１月１８日（土）、１９日（日）

主 旨 郷土の芸術文化に親しみ、豊かな情操と創造力を培う場とするとともに、公民
館の登録サークル・定期利用団体等の学習成果の発表や各種催し物を通じて、地
域住民の交流の場とする。

テ ー マ 「つなげよう 豊かなふるさと 心のきずな」

改善点等 おまつり広場と、体育室での催し物をさらに充実させた。特に、フワフワガウ
ラは、雨天でも実施ができるよう、体育室内に設置し行うこととした。

見どころ 4つの講習会を行うほか、体育室での催し物を充実させ、フワフワガウラ、吹き矢、大道芸、モルック、ボッチャ、「作って遊ぼう！簡単おもちゃ」を行う。また、まつりを盛り上げるため、袖ヶ浦市ジュニアオーケストラの演奏や、フィナーレとしてNPO法人ひこうき雲によるバンド演奏を行う。

◆第36回長浦公民館まつり

日 程 11月18日（土）、19日（日）

主 旨 市民の誰もが芸術文化に親しみながら、教養を高め、創造力を養うことのできる場、また公民館利用者（グループ・サークル）等の学習成果の発表の場とする
とともに、催し物を通じて幼児から高齢者にいたる地域住民相互が集う楽しい交流の場とする。

テ ー マ 「温もりと喜びが集う公民館 つなげよう 広げよう 地域の輪」

改善点等 登録サークルに対し、発表や展示部門への参加だけではなく、まつりの準備や片付け、当日の運営スタッフとしての協力を依頼し、協力いただけることとなった。

見どころ オープニングでは、イベントゲストとして昨年度好評だった代宿太鼓保存会の笛太鼓の音色と子どもたちの踊りが見どころである。2日目のイベントゲストとしては、姉崎高校ダンス部が初めて出演する。

登録サークルによるサークル発表会は広く参加を呼び掛けた結果、昨年よりも発表団体数が増え、公民館利用者の魅力を集めた公民館まつりとなっている。

その他、長浦地区の子どもたちの作品の展示、長浦中学校吹奏楽部と蔵波中学校音楽部の演奏会の実施、体験コーナーとして、ネイチャークラフトや型抜きなど子どもから大人まで楽しめるブースを用意している。

◆第37回根形公民館まつり

日 程 11月4日（土）、11月5日（日）

主 旨 市民だれもが郷土の文化に親しみながら教養を高め、創造力を培う場とする。
また、公民館利用者等が日頃の学習成果を発表する機会をつくと共に、各種の催しをとおして、地域の交流の場とする。

テ ー マ 「つくろう そだてよう 心かよう 根形文化」

改善点等 昨年度はコロナウイルス蔓延への警戒により、参加を辞退される団体もあったが、2日目のレクリエーション協会など、コロナ前に協力のあった団体のほとんどに参加してもらえるようになった。

また、コロナ対策のため昨年度設置した野外の飲食スペースは継続して設置し、雨天時にも来場者の休憩スペースを広く確保する。

見どころ 消防本部の協力により、親子で楽しみながら防災に関心を持ってもらうための消防車輛の展示を実施する。

また、石膏手形づくり、親子料理教室や親子陶芸、油絵体験会など各種体験会を実施し、子どもから大人まで体験を通して学ぶ場を設けている。

その他、登録サークルによる作品展示や、芸能音楽発表会での成果発表を行い、オープニングには公民館利用団体の和太鼓の演奏を、フィナーレには根形中学校吹奏楽部による発表を行う。

◆第16回平岡公民館文化・スポーツまつり

日 程 11月3日（金・祝）、11月4日（土）、11月5日（日）

※11月3日は、グラウンドゴルフ大会のみ実施

主 旨 地域住民の誰もが文化・スポーツに触れ親しみ、豊かな情操と創造力を養う場とするとともに、公民館利用者の学習成果を発表する場とする。

また、各種催し物を通じ、地域住民相互の交流の場とする。

テ ー マ 「ひろげよう 育てよう 地域文化とスポーツの和」

～来て、見て、一緒に楽しもう！～

改善点等 前回に引き続き、サークル等が主催する多くのイベントに体験活動を取り入れて開催することにより、来場者が気軽にサークル活動に参加でき、サークル等への加入促進及び活動の活性化に繋がるようにした。

また、イベントがマンネリ化しないよう、新規のイベントや講座等を取り入れて開催するとともに、各イベントの参加者を増やすため、イベント等の案内チラシを作成して配布を行うこととした。

前回、グラウンドゴルフ大会を平岡小学校を会場として開催したが、グラウンドが狭く不評だったことから、まつりの日程を1日増やし、平岡公民館多目的広場で開催することとした。

見どころ 袖ヶ浦交響楽団並びに地域の子ども達による発表を行う。コロナ禍で参加を控えていた平川保育所の幼児のかわいいダンス発表や、伝統芸能である野里ばやし及び上泉子ども会による太鼓の演奏も見どころである。

さらに、芸能・サークル発表会&体験会で、サークル活動の1年間の成果を発表するとともに、来場者と一緒に楽しめる「体験会」を行うので、ぜひ参加して楽しんでいただきたい。

スポーツ部門については、地域対抗によるモルック競技や、新たに袖ヶ浦高校新体操部による体操教室等も開催する。

市民会館

会場 日時		11月4日(土) 9:00~16:00	11月5日(日) 9:00~16:00(展示は15:00まで)
大ホール		音楽の広場(合唱・演奏・ダンスなど) 10:00~15:00	音楽の広場(合唱・演奏・ダンスなど) 10:00~15:00
大ホール ホワイエ1階		子ども作品展(絵画・工作) ※保育園等	
大ホール ホワイエ2階		子ども作品展(絵画・工作) ※小学校	
中ホール棟 ロビー		市民会館主催事業紹介展示、環境管理課展示、耐震化PR	
前庭広場等		おまつり広場 10:00~15:00	おまつり広場 10:00~15:00
		・模擬店(売り切れ次第終了) ・農産物直売及び活動紹介 ・古紙回収 ・使用済小型家電回収 ・竹とんぼづくり実演・販売	・模擬店(売り切れ次第終了) ・消防車展示、防火服試着 住宅用火災報知器設置啓発など ・使用済小型家電回収
1階	会議室	折り紙講習会(折り紙・紙コップ工作・アートバルーン)	
	研修室	将棋対局	
	和室	お茶会	将棋対局
2階	講義室	読み聞かせ	読み聞かせ
	研修室	ガウラの古着屋さん	
	フリースペース	子どもの遊び場メイン会場(縁日・工作など) 10:00~15:00	
	会議室1	親子工作教室	
	会議室2	ブラジル展	
3階	中ホール	活動団体作品(書道・短歌・俳句)展 子ども作品展(書道) ※小学校・中学校・高校	
			ダンスフェスティバル 17:30~20:30

※ 内容等を変更する場合があります。

平川公民館

会場 \ 日時		11月18日(土) 9:00～16:00	11月19日(日) 9:00～15:00
前庭広場		おまつり広場 10:00～15:00 ・模擬店(売り切れ次第終了) ・消防車両展示	おまつり広場 10:00～14:30 ・模擬店(売り切れ次第終了)
1階	ロビー	無料マッサージコーナー 9:00～16:00	無料マッサージコーナー 9:00～15:00
		蔵波台ギターアンサンブル演奏 午後	健康体力測定会 10:00～12:00、13:00～15:00
	会議室	凧作り講習会 10:00～12:00	DIY講習会(事前申込・先着順) 10:00～10:30、10:30～11:00 11:00～11:30、11:30～12:00
		きらきらパペットボトル・ムづくり講習会 13:00～15:00	化石発掘体験講習会 13:00～15:00
	多目的室	書道・凧・トールペイント・短歌などの展示	
	体育室	芸能発表会 10:00～13:00頃	体験会 (大道芸、吹き矢、ボッチャ、モルック、 作って遊ぼう！簡単おもちゃ)
		オーケストラ演奏 15:00～	フワフワガウラ
2階	視聴覚室	子ども作品展	
	和室		囲碁大会 10:00～15:00
3階	図書館		えほんのひろば 10:30～11:00、11:15～11:45

※ 内容等を変更する場合があります。

長浦公民館

会場 日時		11月18日(土) 9:00～16:00	11月19日(日) 9:00～15:00
屋外	前庭 広場	オープニング (代宿太鼓保存会) 9:00～9:30	
		模擬店(売り切れ次第終了) 9:30～15:00	
		消防車展示 9:30～12:00	
		チョイソコがうら車両展示・登録会 9:30～15:00	
1階	ロビー	体験コーナー(ネイチャークラフト) 10:00～11:30、13:00～14:30	体験コーナー(型抜き) 10:00～11:30、13:00～14:30
	多目的 ホール	サークル発表会 9:30～12:00、13:00～16:00	長浦中学校吹奏楽部演奏会 10:00～10:20 蔵波中学校音楽部演奏会 10:30～10:50 姉崎高校ダンス部によるパフォーマンス 11:20～11:40 姉崎高校ダンス部と一緒に踊ろう！ 11:45～12:00 ちびっこ広場 13:00～15:00
	多目的室	サークル等作品展①	
2階	展示 ホール	サークル等作品展②	
	研修室	子ども作品展	
	会議室 (2)	サークル等作品展③	
	和室	救急救命講習会 9:00～12:00	
お 図 か 書 の 館 う え	視聴覚室	尺八と箏のしらべ (がうら邦楽合奏団、 長浦ジュニアお琴教室) 10:00～11:00 箏の体験 11:00～11:30	ミニコンサート (長浦マンドリンアンサンブル、 コールわかば・袖ヶ浦混声合唱団、 蔵波台ギターアンサンブル) 10:00～12:00、13:30～15:00

※ 内容等を変更する場合があります。

根形公民館

会場 日時		11月4日(土) 10:00~16:00	11月5日(日) 10:00~15:00
正面前広場 玄関ポーチ		オープニング(和太鼓鼓楽) 10:00~	
		おまつり広場 10:00~16:00 ・消防車展示 ・農産物等即売会(売り切れ次第終了)	おまつり広場 10:00~15:00 ・農産物等即売会(売り切れ次第終了)
			フィナーレ(根形中吹奏楽部) 14:30~15:00
1階	ロビー	子ども作品展示、その他 喫茶等	
	多目的 ホール	芸能音楽発表会 10:30~15:45	家族でトライ 10:00~15:00
2階	通路	子ども作品(絵画・書道)展示、凧展示	
	視聴覚室	陶芸作品展、写真展、生け花展、書道作品展	
	会議室	子ども絵画教室作品展	
	アトリエ	油絵体験会 10:00~12:00・13:30~15:30	親子陶芸教室 10:00~12:00
	講義 研修室	成人絵画作品展	
	調理 実習室	親子料理教室(パンづくり) 10:00~12:00	親子料理教室(みそ玉づくり) 10:30~12:00
	和室 ベランダ	救急救命講習 10:00~16:00	石膏手形づくり、工作(木工) 10:00~15:00
中庭		出会いの広場 10:00~15:30 ※5日は15時まで	
多目的広場		ボーイスカウト体験 10:00~15:00	
テニスコート		テニス講習 10:00~14:00	
図書室		本のリサイクル市	本のリサイクル市・読み聞かせ

※ 内容等を変更する場合があります。

平岡公民館

会場 \ 日時		11月3日(金) 9:00～11:30	11月4日(土) 9:00～16:00	11月5日(日) 9:00～15:00	
前庭広場			おまつり広場 ・フワフワガウラ 9:00～16:00 ・移動交番 9:00～16:00 ・模擬店 10:00～15:00 (売り切れ次第終了)	おまつり広場 ・フワフワガウラ 9:00～15:00 ・消防車展示(雨天中止) 9:00～12:00 ・模擬店 10:00～14:30 (売り切れ次第終了)	
中庭広場			無料マッサージコーナー 9:00～16:00		
			キッズコーナー 10:00～11:00、13:00～14:00		
			ガウラ＆ソデリーとのフォトショット 10:30～11:00		
多目的ひろば		グラウンドゴルフ(雨天中止) 9:00～11:30	友遊ボール体験 (雨天中止) 13:30～15:00	サッカー体験 (雨天中止) 12:30～15:00	
テニスコート			モルック(雨天中止) 10:00～12:00		
1階	多目的 ホール		開会式 8:50～9:00		
			袖ヶ浦交響楽団コンサート 9:10～9:30		
			平川保育所発表 9:30～9:50	野里ばやし 9:30～9:50	
			平岡小学校合唱 9:50～10:05	上泉子ども太鼓 10:00～10:20	
			平川中学校吹奏楽部演奏 10:05～10:25	袖ヶ浦高校新体操部演舞＆体操教室 11:00～12:00	
			第1部 芸能・サークル発表会＆体験会 10:30～12:00	ボッチャ 12:30～14:30	
			ビンゴ大会 12:00～12:30		
			第2部 芸能・サークル発表会＆体験会 13:00～15:10		
	ロビー		伝統工芸保存会展示、サークル・いきいきサポート・名幸ヶ丘の会 活動紹介 模擬店販売(雨天時)		
			駄菓子販売、キーワードクイズプレゼント交換 (駄菓子販売:4日 10:00～15:00、5日 9:30～14:00)		
			子ども工作教室 10:00～14:00	ビンゴ大会 12:00～12:30	
				閉会式 14:50～15:00	
	図書室		絵本の読み聞かせ 10:00～12:00	トショロのまちがいさがし 9:30～15:00	
	会議室			おもちゃ病院 9:00～14:00	
	2階	ロビー		主催講座作品展	
		会議室		サークル・冬の郷作品展	
研修室			子ども・一般作品展		
視聴覚 室			人形劇 10:30～11:15	救命講習会 9:00～12:00	
			手芸体験 13:30～15:30	アロマワックスサシェ作り 13:00～14:00	
和室			樹脂粘土細工体験 13:30～14:30	体力測定会 9:30～15:00	
全館			キーワードクイズ		

※内容等を変更する場合があります。